

(案)

令和元年度～5年度
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
中間見直し版

みんなでつくろう資源循環型のまち
～考えよう、ごみのこと～

尾張旭市

尾張旭市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 中間見直し版 目次

第1章 計画見直しの趣旨	1
第2章 計画見直しの概要	
1 見直しの時期	1
2 見直しの体制	1
3 見直しの基本的考え方	1
第3章 計画前期(平成26～30年度)の検証	
1 国・県の方針	2
2 国際的な動向	2
3 本市における主な取り組み	2
4 ごみ排出量の推移	3
5 燃えるごみ組成調査(3年平均)	5
6 評価	6
第4章 ごみ処理の基本的考え方	
① 発生抑制	7
② 再使用	7
③ 資源化	7
④ エネルギー回収	7
⑤ 適正処理	7
1 ごみの区分	8
2 家庭系ごみ処理の考え方	9
(1) 分別品目の変更点	9
(2) ごみ出し方法の変更点	10
(3) 処理方法の変更点	11
3 事業系ごみ処理の考え方	12
(1) 事業系ごみの処理について	12
(2) 事業系ごみ対策について	12
4 災害時のごみ処理の考え方	13
5 燃えるごみ有料化の検討について	14
(1) 背景	14
(2) 燃えるごみ有料化について判断	14
(3) ごみ減量への取り組み	14
第5章 計画の目標	
1 将来像	15
2 計画推進の基本的考え方	15
3 数値目標	16
(1) 数値目標	16

(2) 数値目標から算出した削減及び資源化必要量	17
4 取り組みの実施により期待できる効果の推計	18
(1) 家庭系ごみの推計	19
(2) 事業系ごみの推計	19
5 取り組みの実施による評価	19
6 推計の基礎となるごみ組成	20

第6章 目標達成のための3つの基本方針と11の基本施策

1 本計画の構成	
基本方針1 発生抑制「ごみを出さない・持ち込まない」再使用「ごみにしない」	22
基本施策1-①：ごみを出さない意識づくり	22
基本施策1-②：わかりやすい情報提供と環境学習	24
基本施策1-③：事業所から出るごみの減量対策	26
基本方針2 資源化「ごみも資源、きちんと分別」	28
基本施策2-①：ごみから新たな資源へ	28
基本施策2-②：分別しやすい仕組みづくりで資源化の推進	29
基本施策2-③：地域力を生かしたごみの減量と資源化の推進	31
基本施策2-④：事業者による資源化の推進	32
基本方針3 適正処理「安心・安全なごみ出し、適正な処理」	33
基本施策3-①：安全に処理するための分別	33
基本施策3-②：効率的なごみの収集と処理	34
基本施策3-③：安心してごみ出しのできる仕組みづくり	36
基本施策3-④：事業所から出るごみの適正処理	36

資料編1 基本計画におけるごみ種別の排出量予測と実績について

1 家庭系処分ごみ年間排出量の比較	37
2 事業系ごみ年間排出量の比較	38
3 資源ごみ全体と集積所回収分の年間排出量の比較	38
4 資源ごみ拠点回収分の年間排出量の比較	40

資料編2 前計画期間中における市民の意識調査

1 ごみ減量及びごみ処理有料化に関するアンケート	42
2 ごみ減量・リサイクルに関する事業者アンケート	47

資料編3 燃えるごみの排出量に応じた費用負担の検討について

1 諮問	54
2 答申	55

第1章 計画見直しの趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、尾張旭市における一般廃棄物の処理に関する計画を定めるため、平成26年3月に「尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。この計画を踏まえ、「発生抑制（リデュース）」と「再使用（リユース）」に重点を置き、ごみの減量と資源化を進める取り組みについて、市民、各種団体、事業者と行政が連携し、それぞれの担うべき役割と責任を果たすよう努めています。

これまでの取り組みの結果として、ごみ総排出量は着実に減少しています。家庭から出る燃えるごみも減っていますが、資源ごみ、特に古紙の回収量の減少が、ごみが減ったことの大きな要因と考えられます。そうした社会情勢の変化や国・愛知県の方針の変更、各種取り組みの実施状況などを踏まえ、計画策定から5年が経過したところで、中間的な見直しを行ったものです。

第2章 計画見直しの概要

1 見直しの時期

基本計画では、計画期間の中間年である概ね5年目の平成30年度に計画の見直しを行うとしていることから、当該年度における現状値や実績を確認の上、検証を行うとともに、重点取り組みとして位置付けられた「燃えるごみの排出量に応じた費用負担（燃えるごみの有料化）」について、平成31年3月までに検討した結果を反映させるため、令和元年度に見直しを実施しました。

2 見直しの体制

市から基本計画の中間見直しについて諮問を行い、尾張旭市循環型社会推進会議と市との協働により作成した見直しについて、尾張旭市廃棄物減量等推進審議会に諮ります。

※ パブリックコメントを経た後、その旨を追加予定です。

3 見直しの基本的考え方

基本計画の骨格である「ごみ処理の基本的考え方」、「計画の目標」、「目標達成のための3つの基本方針と11の基本施策」について、基本計画全体の進捗状況や目標の達成状況、計画策定後の環境変化などを踏まえ、内容の見直しを行いました。

第3章 計画前期（平成26～30年度）の検証

1 国・県の方針

国は、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化に対応するため、平成28年1月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更しました。

また、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフサイクル全体での徹底的な資源循環など、国が講ずべき施策を示しています。

愛知県は、平成29年3月に「愛知県廃棄物処理計画（平成29～令和3年度）」を策定し、県民のエコアクションの実践を促す、分かりやすいごみ減量の目安の提示や、食品廃棄物の不正転売事件を受けた再発防止策の実施などを掲げています。

なお、令和元年5月に公布された「食品ロス削減推進法」に基づき、今後は食品ロス削減に関する取り組みがこれまで以上に進められることが予想されます。

2 国際的な動向

国際的な問題となっているマイクロプラスチックによる海洋汚染、プラスチック資源ごみの受け入れなどについては、国の方針と連携した対応が求められます。また、国としても積極的に取り組まれている「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえた、「環境と調和したまちづくり」を展開することが重要です。

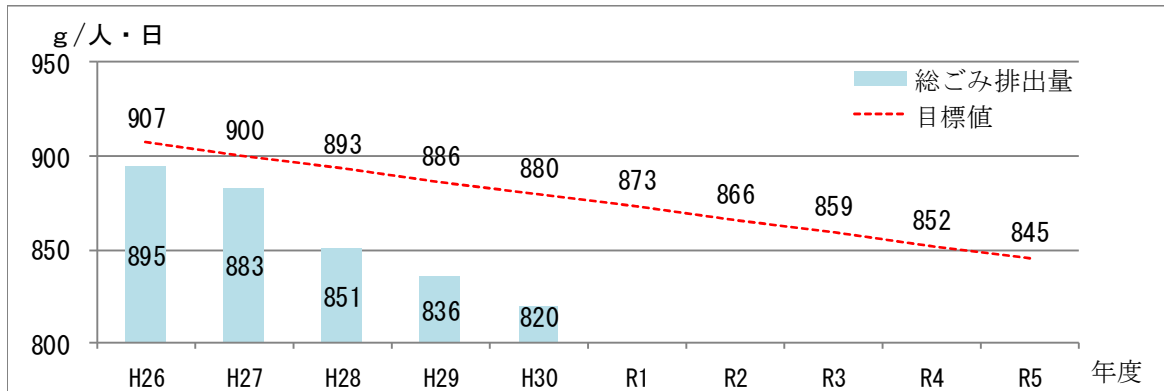
3 本市における主な取り組み

- (1) プラスチック製容器包装の毎週収集開始（平成28年7月）
- (2) スプレー缶、カセットボンベを資源ごみ「スプレー缶類」として収集開始（平成28年10月）
- (3) 市内公共施設5か所に小型家電回収ボックスを設置（平成29年3月）
- (4) 尾張旭市災害廃棄物処理計画の策定（平成30年3月）
- (5) 燃えるごみの排出量に応じた費用負担について判断（平成31年3月）
- (6) 尾張東部衛生組合「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」中間見直し（平成31年3月）

4 ごみ排出量の推移

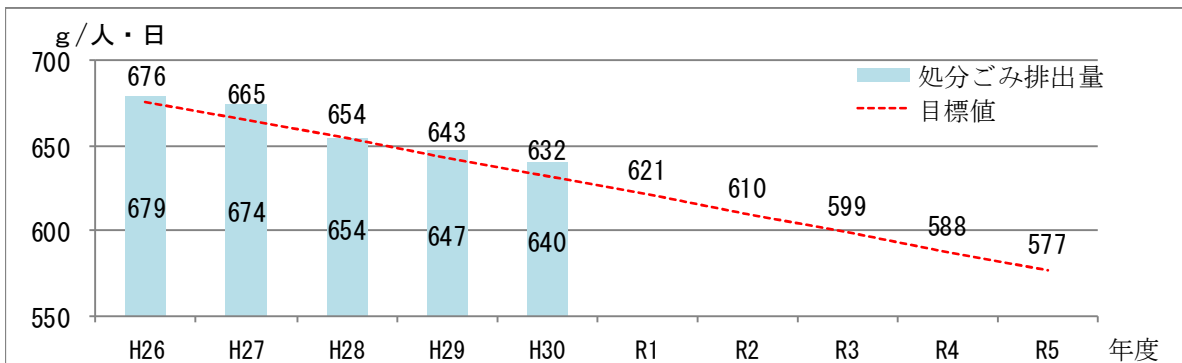
(1) 総ごみ排出量

本市における平成 30 年度の事業系ごみを含めた総ごみ排出量は、1 人 1 日あたり 820 g となり、令和 5 年度目標 845 g を達成しています。



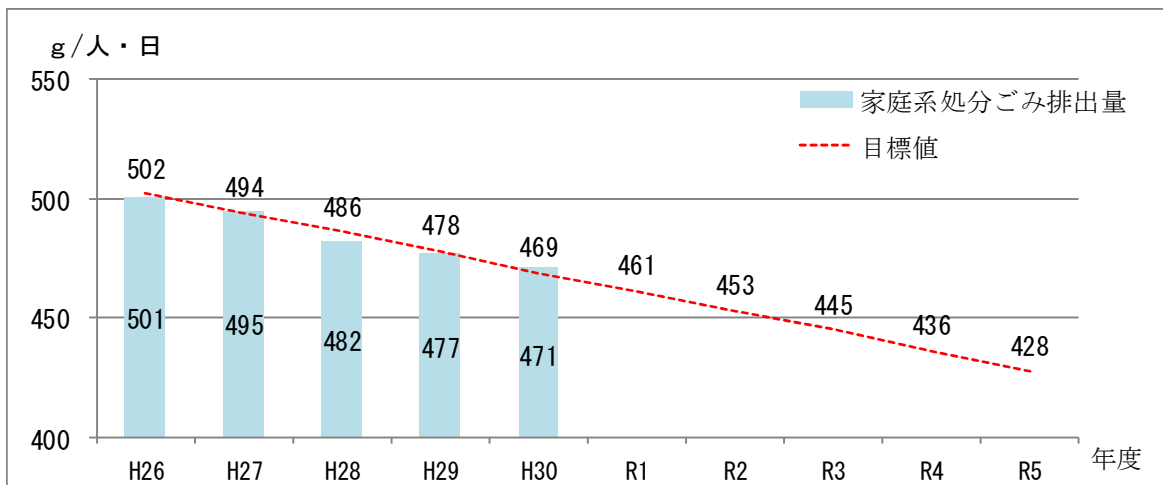
(2) 処分ごみ排出量

本市における平成 30 年度の処分ごみ排出量は、1 人 1 日あたり 640 g となり、ほぼ目標値のとおり推移しています。



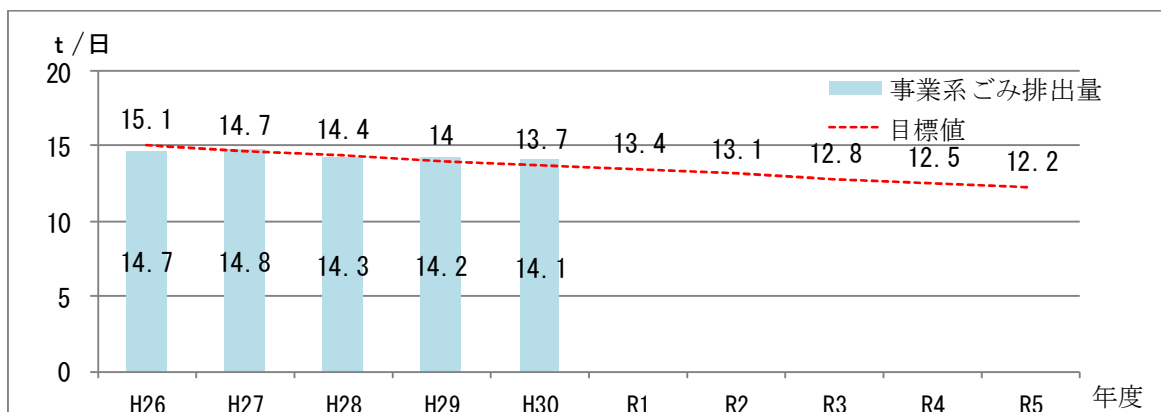
(3) 家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量

本市における平成 30 年度の家庭系処分ごみ排出量（資源ごみを除く）は、1 人 1 日あたり 471 g となり、ほぼ目標値のとおり推移しています。



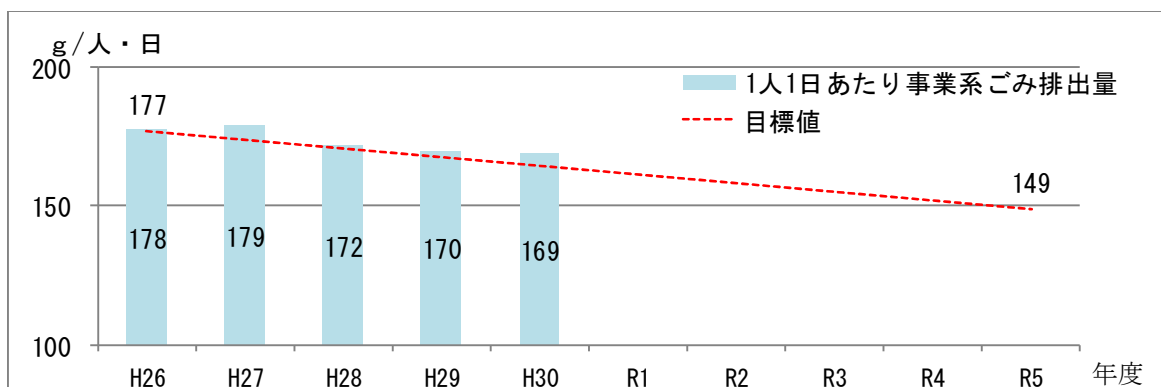
(4) 事業系ごみ排出量

本市における平成 30 年度の事業系ごみ排出量は、1 日あたり 14.1 t となり、ほぼ目標値のとおり推移しています。



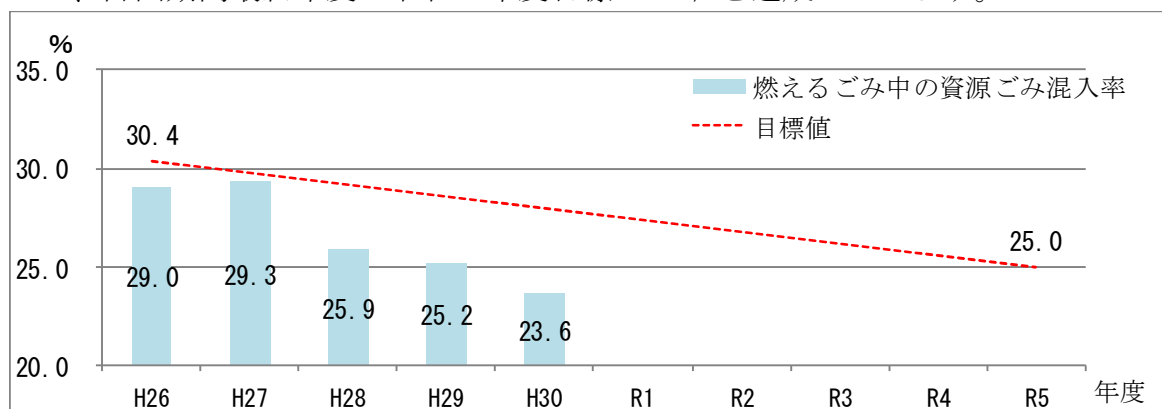
(5) 1人1日あたり事業系ごみ排出量（参考指標）

本市における平成 30 年度の 1 人 1 日あたりの事業系ごみ排出量は、1 人 1 日あたり 169 g となりました。この指標は、年度ごとの目標値を定めていませんが、ほぼ目標値のとおり推移しています。



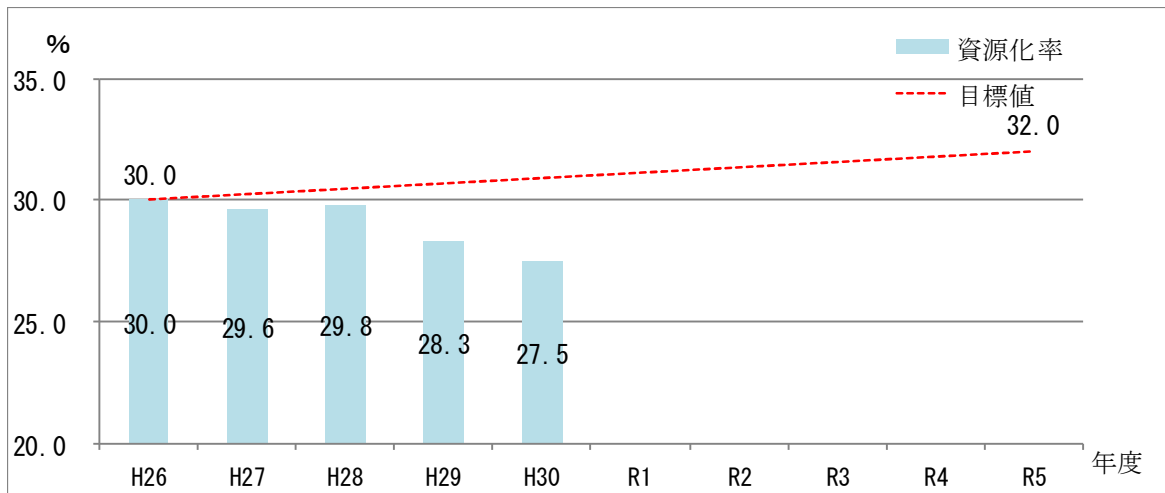
(6) 燃えるごみ中の資源ごみ混入率（3年平均値）

本市における平成 30 年度の燃えるごみ中の資源ごみ混入率（3年平均値）は、23.6%となりました。この指標は、年度ごとの目標値を定めていませんが、計画期間最終年度の令和 5 年度目標 25.0%を達成しています。

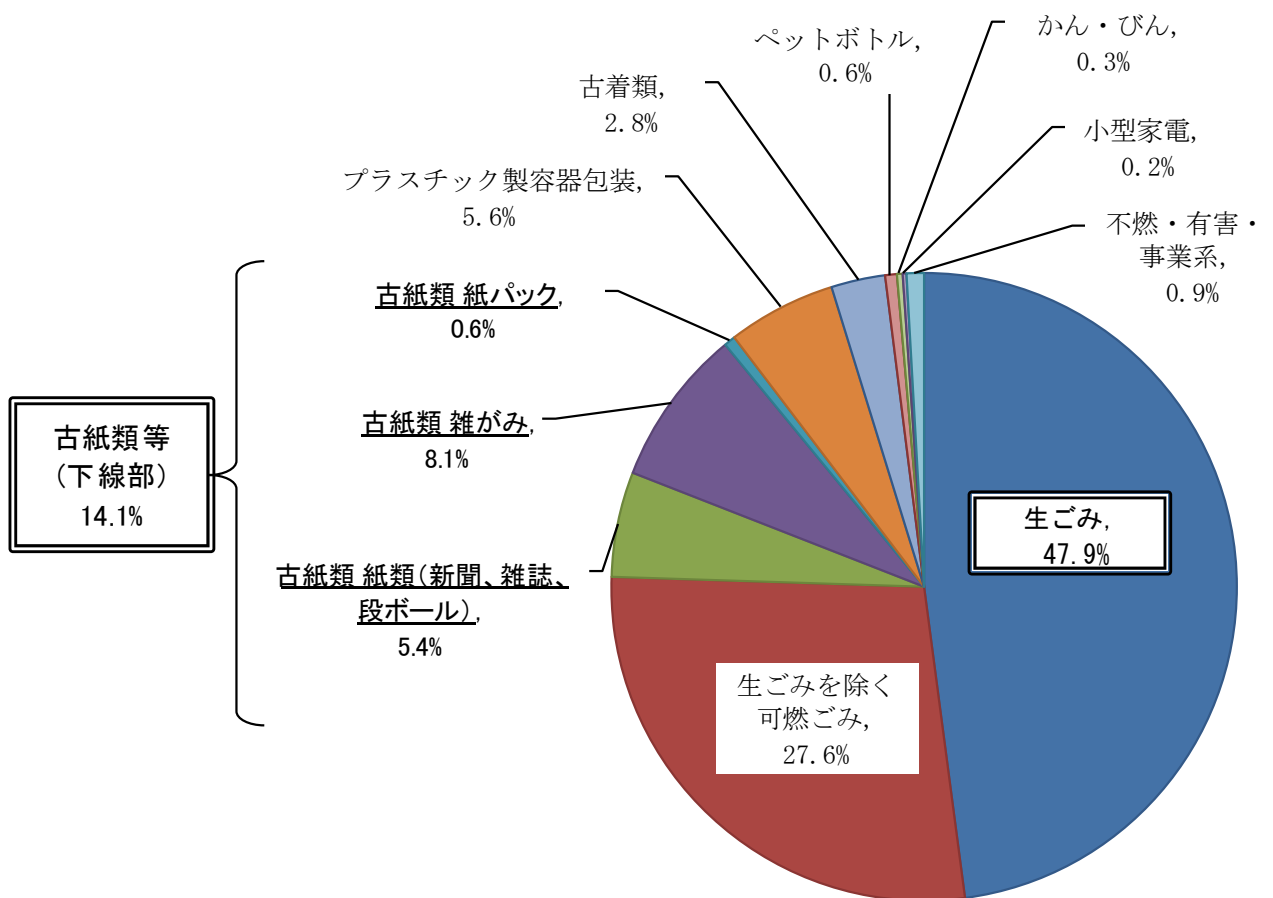


(7) 資源化率（参考指標）

本市における平成30年度の資源化率は27.5%となりました。この指標は、年度ごとの目標値を定めていませんが、資源ごみ減少に伴い、令和5年度目標値から乖離しています。



5 燃えるごみ組成調査結果（3年平均）



6 評価

(1) 家庭系ごみ

「総ごみ排出量」、「処分ごみ排出量」、「家庭系処分ごみ排出量」については、ほぼ目標どおり推移しています。しかしながら、資源ごみのうち特に古紙の排出量が減少していることから、「総ごみ排出量」の減量幅に比べ、「処分ごみ排出量」、「家庭系処分ごみ排出量」の減量幅が少なくなっています。

また、燃えるごみ組成調査の結果より、生ごみの割合が約 50% (5 ページ「燃えるごみ組成調査結果 (3 年平均)」) を参照) であることから、更なるごみの減量のため、生ごみに多く含まれ、約 80% を占める水分の減量を図る必要があります。

(2) 事業系ごみ

「事業系ごみ排出量」、「1 人 1 日あたり事業系ごみ排出量」については、各年度の目標値をほぼ達成しています。しかし、平成 28 年実施のアンケート調査 (40~46 ページ参照) の結果から、家庭系ごみの集積所に排出している事業者は一定数存在すると考えられるため、家庭系処分ごみ排出量を減らすためにも、事業系ごみの適正排出についてさらなる周知を図る必要があります。

(3) 資源ごみ

「燃えるごみ中の資源ごみ混入率 (3 年平均値)」は、計画最終年度の目標値をほぼ達成しています。これは、平成 28 年 7 月のプラスチック製容器包装の毎週収集開始、平成 28 年 10 月からのスプレー缶類の収集開始により、市民のごみ分別意識が高まったことが影響していると考えられます。

資源ごみのうち特に古紙類の減少から、資源化率の向上は難しい状況ですが、燃えるごみ組成調査の結果より、紙類の混入割合が約 14% (5 ページ「燃えるごみ組成調査結果 (3 年平均)」) であることから、紙類の分別促進を図る必要があります。

第4章 ごみ処理の基本的考え方

① 発生抑制

「マイバッグを持参してレジ袋を断る」、「簡易な包装の商品を選ぶ」、「ものを長く使う」など、ごみそのものを出さないようにします。

② 再使用

リサイクル広場の「あげます情報・ください情報」や、市民祭のリサイクルマーケットなどを活用し不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり、こわれたものを修理して再び使ったりして、ごみにしないようにします。

③ 資源化

本市の分別収集、尾張東部衛生組合の分別、地域の資源団体回収、民間事業者による店頭回収及び家電メーカーによる回収などにより、きちんと分別し資源化します。

④ エネルギー回収

処分ごみを尾張東部衛生組合で焼却する際に、蒸気化やごみ発電等によりエネルギー回収を行います。

⑤ 適正処理

安全なごみ処理を行うために、平成28年10月から資源ごみとしてスプレー缶等の分別回収を開始しました。また、最後に残った焼却灰や資源化できない残渣については、最終処分場で適正に埋立処分を行います。

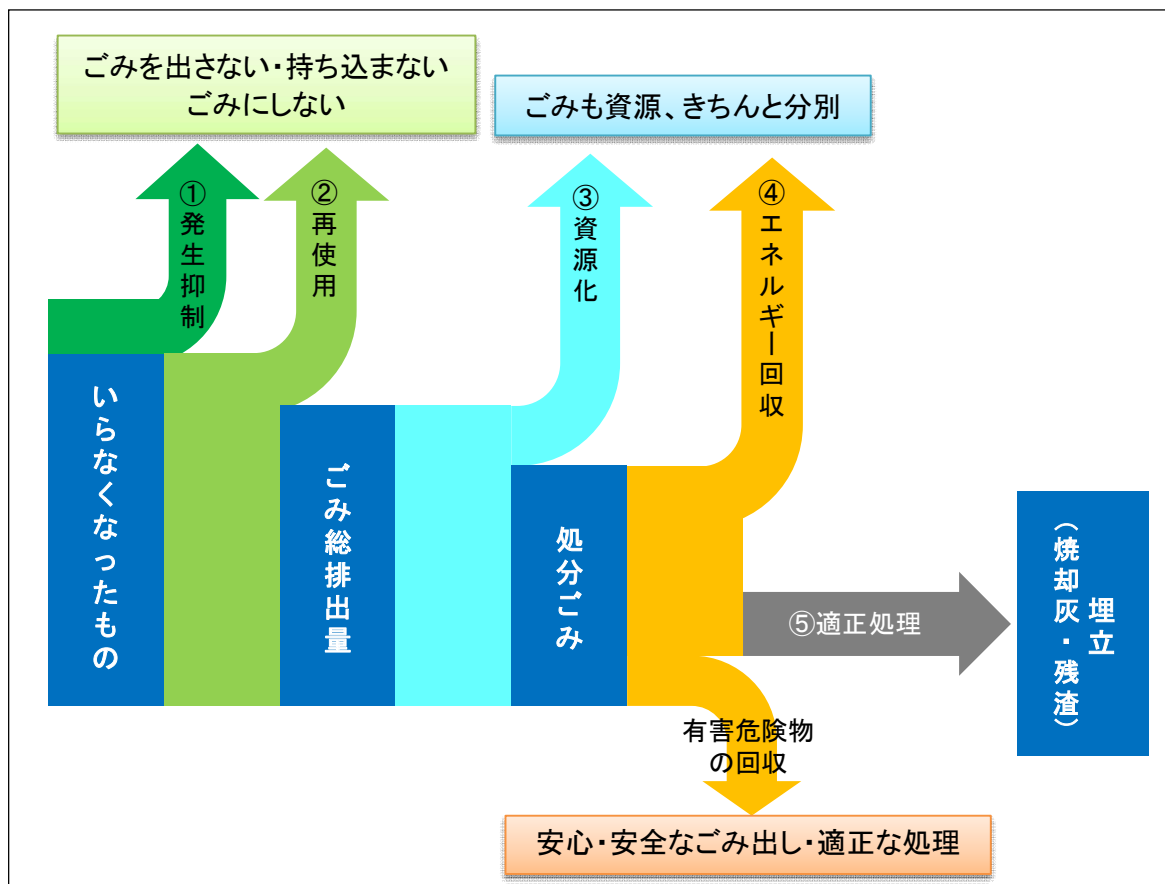


図 4-1 ごみ処理の基本的考え方

1 ごみの区分

本市及び尾張東部衛生組合が受け入れているごみはその排出源によって、「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に大別します。

さらに、図 4-2 に示すとおり、家庭系ごみは品目、事業系ごみは収集運搬方法に基づきそれぞれ区分します。

また、地域の各種団体が行う資源団体回収、民間事業者による食品トレイやインクカートリッジ等の店頭回収、家電リサイクル法・パソコンリサイクル法等に基づく家電製品やパソコンのメーカー回収の仕組みを利用したごみの区分があります。

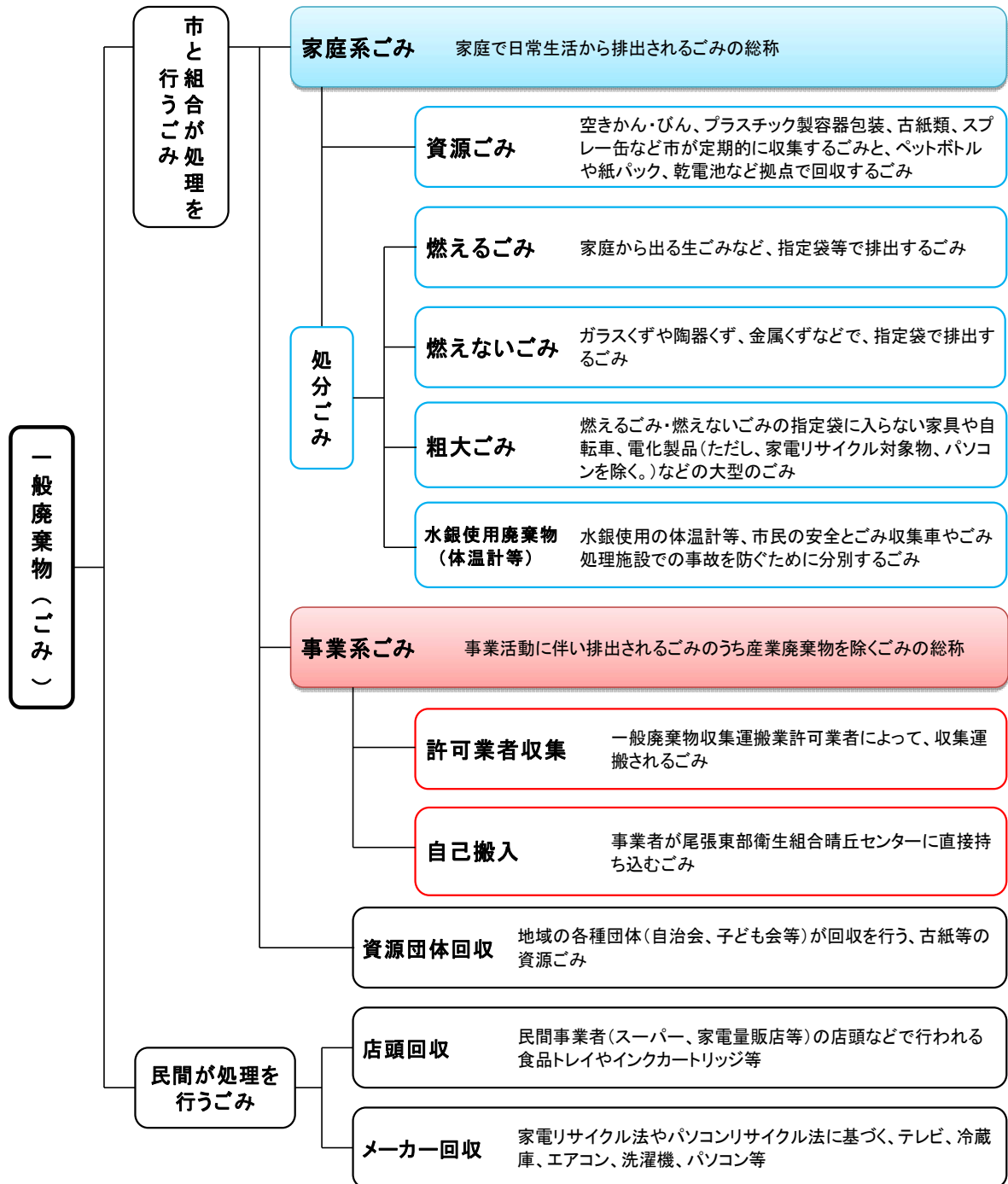


図 4-2 ごみの区分

2 家庭系ごみ処理の考え方

前期計画どおり変更した分別品目、ごみ出し方法及び処理方法は継続し、今後、社会情勢の変化や国・愛知県の方針変更があれば、見直しを実施します。

(1) 分別品目の変更点

- ・更に資源化を進めるために、小型家電を資源ごみとして分別
- ・水銀使用廃棄物は、市が回収し、適正に処理
- ・スプレー缶・カセットボンベを資源ごみとして分別（H28.10月）

現状	説明
燃えるごみ	・排出量に応じた費用負担(燃えるごみの有料化)について検討した結果、有料化ではなく、「3キリ運動の推進」、「資源ごみの分別促進」、「事業系ごみの適正排出」等の、更なるごみ減量の取り組みを実施
剪定枝・草木類	・木質チップ等として資源化を推進
生ごみ ※(任意の分別)	・家庭での堆肥化容器等の使用や生ゴミ資源化協力隊との連携による堆肥化促進事業等を活用し、資源化を推進。
インクカートリッジ ※(任意の分別)	・変更なし
食用油 ※(任意の分別)	・変更なし
燃えないごみ	・スプレー缶、カセットボンベを新たに「資源ごみ」として分別 ・小型家電を新たな市の分別に組み入れ資源化を推進
小型家電 ※資源ごみとしても回収	・レアメタルを含む有用な金属資源等の資源化を推進 ・リサイクル広場に加え、回収ボックスでの拠点回収開始(平成29年3月) ・宅配便を活用した回収サービス開始(令和元年8月)
水銀使用廃棄物 (体温計等)	・水銀使用の体温計、温度計、血圧計は燃えないごみから分離して回収し、市役所環境課、環境事業センター窓口へ直接持参するよう市民に周知
粗大ごみ	・変更なし
古紙	・変更なし
古着類	・変更なし
空きかん	・変更なし
空きびん	・変更なし
プラスチック製 容器包装	・プラスチック製容器包装毎週収集開始(平成28年7月)
食品トレイ	・変更なし
ペットボトルキャップ	・変更なし
スプレー缶 カセットボンベ	・中身を使い切り、穴をあけずに排出することを市民に周知 ・「資源ごみ」として回収開始(平成28年10月)
ペットボトル	・変更なし
紙(牛乳)パック	・変更なし
乾電池	・小型充電式電池を分け、回収ボックスでの拠点回収開始(令和元年9月)

: 処分ごみ
 : 資源ごみ
 : 新たに分別した資源
 : 任意の分別
 : 前期計画の取り組み

図 4-3 分別品目の変更点

※任意の分別：処分ごみとしても出せるが、分別して資源化することを推奨するごみ。

(2) ごみ出し方法の変更点

- ・プラスチック製容器包装の毎週収集を開始（H28.7月）
- ・スプレー缶・カセットボンベを資源ごみとして収集開始（H28.10月）
- ・リサイクル広場での小型家電の回収に加え、新たに市内公共施設5か所に小型家電回収ボックスを設置（H29.3月）

分別品目	現状	収集主体	説明	
処分ごみ	燃えるごみ	ごみ集積所(週2)	行政	・変更なし
	燃えないごみ	ごみ集積所(月1)	行政	・変更なし
	粗大ごみ	家のまえ(予約制)	行政	・変更なし
	水銀使用廃棄物 (体温計等)	公共拠点	行政	・水銀使用の体温計、温度計、血圧計を窓口回収開始
資源ごみ	古紙	主:資源団体回収 従:ごみ集積所(月2)	主:回収団体 従:行政	・変更なし
	古着類	主:資源団体回収 従:ごみ集積所(月2)	主:回収団体 従:行政	・変更なし
	空きかん	主:資源団体回収 従:ごみ集積所(月2)	主:民間 従:行政	・変更なし
	空きびん	主:資源団体回収 従:ごみ集積所(月2)	主:民間 従:行政	・変更なし
	プラスチック製 容器包装	主:ごみ集積所(週1) 従:店頭回収	主:行政 従:民間	・平成28年7月から毎週収集開始
	ペットボトル	主:資源団体回収 従:公共拠点	主:民間 従:行政	・変更なし
	スプレー缶 カセットボンベ	ごみ集積所(月1回)	主:民間 従:行政	・平成28年10月から資源ごみとして回収開始
	紙(牛乳)パック	主:資源団体回収 従:公共拠点	主:民間 従:行政	・変更なし
	食品トレイ	主:店頭拠点 従:公共拠点	主:民間 従:行政	・変更なし
	ペットボトル キャップ	主:店頭拠点 従:公共拠点	主:民間 従:行政	・変更なし
	小型家電	主:公共拠点 従:店頭拠点	主:行政 従:民間	・平成29年3月からリサイクル広場に加え、回収ボックスでの拠点回収開始 ・令和元年8月から宅配便を活用した回収サービス開始
	剪定枝・草木類	公共拠点	行政	・変更なし
	生ごみ (任意の分別)	任意の場所	各種団体	・変更なし
	インクカートリッジ (任意の分別)	主:店頭拠点 従:公共拠点	主:民間 従:行政	・変更なし
	食用油 (任意の分別)	公共拠点	行政	・変更なし
	乾電池	主:公共拠点 従:店頭拠点	主:行政 従:民間	・令和元年9月から小型充電式電池を分け、回収ボックスでの拠点回収開始
	あさひ訪問収集	家の前	行政	・変更なし

 : 処分ごみ
 : 資源ごみ
 : 新たに分別した資源
 : 任意の分別
 : 前期計画の取り組み

図 4-4 ごみ出し方法の変更点

(3) 処理方法の変更点

- ・水銀使用廃棄物は、市が回収し、適正に処理
- ・スプレー缶・カセットボンベを資源ごみとして収集開始（H28.10月）

分別品目	現状	説明
燃えるごみ	晴丘センターで焼却後熱回収し、焼却灰は、北丘処分場またはアセック(ASEC)※で埋立	変更なし
燃えないごみ	晴丘センターで分別、破碎後、鉄・アルミを資源化、それ以外は北丘処分場で埋立	変更なし
粗大ごみ(可燃系)	晴丘センターで焼却後熱回収し、焼却灰は、北丘処分場またはアセック(ASEC)※で埋立	変更なし
粗大ごみ(不燃系)	晴丘センターで分別、破碎後、鉄・アルミを資源化、それ以外は北丘処分場で埋立	変更なし
水銀使用廃棄物(体温計等)	民間業者で適正処分	環境課、環境事業センター窓口を持ち込み
古紙	民間業者で資源化	変更なし
古着類	民間業者で資源化	変更なし
空きかん	民間業者で資源化	変更なし
空きびん	民間業者で資源化	変更なし
プラスチック製容器包装	容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートで資源化	変更なし
スプレー缶 カセットボンベ	民間業者で資源化	・平成28年10月から資源ごみとして回収開始
ペットボトル	容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートで資源化	変更なし
紙(牛乳)パック	民間業者で資源化	変更なし
食品トレイ	プラスチック製容器包装として再生原料化 民間業者で資源化	変更なし
ペットボトルキャップ	プラスチック製容器包装として再生原料化 民間業者で資源化	変更なし
小型家電	民間業者で資源化	変更なし
剪定枝・草木類	民間業者で資源化	変更なし
生ごみ (任意の分別)	堆肥化	変更なし
インクカートリッジ (任意の分別)	メーカーによる独自ルートで資源化	変更なし
食用油 (任意の分別)	民間業者で資源化	変更なし
乾電池	民間業者で資源化	変更なし

 : 処分ごみ
 : 資源ごみ
 : 新たな処理方法
 : 任意の分別

図 4-5 処理方法の変更点

※アセック (ASEC) とは、(公財) 愛知臨海環境整備センターの略で、衣浦港に最終処分場を有し、愛知県内の一般廃棄物焼却残渣を埋立処分している。

3 事業系ごみ処理の考え方

事業系ごみとは、商店、飲食店、事務所、工場、学習塾、ホテル、銀行など営利を目的とするものだけでなく、公立の病院や学校、市役所などの公共施設等、公共サービスを行っているものも含め、事業活動に伴って排出されるごみのことをいいます。

(1) 事業系ごみの処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。

本市では、事業系ごみの収集・運搬を行っていないため、事業者が地域のごみ集積所へごみを出すことはできません。

事業者がごみを処理する場合は、以下の2つの方法のいずれかとなります。

ア 尾張旭市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し、ごみを処理する方法。

イ 事業者自らが、晴丘センターへ直接ごみを持ち込み処理する方法（資源ごみを除いた一般廃棄物に限る）。

ただし、飲食店やスーパー等から排出される食品残渣については、食品リサイクル法*に基づく再生利用を目的とした資源化処理が必要となります。

(2) 事業系ごみ対策について

事業系ごみに関しては、事業系ごみの組成、排出量、処理等に関する実態把握に努め、今後、適切なごみの減量・資源化施策を考えていく必要があります。

そこで、平成28年12月に、尾張旭市商工会員を対象とした「ごみ減量・リサイクルに関する事業者アンケート」を実施し、ごみや資源物の分別・処理について調査を行いました（詳細は47ページ参照）。

事業系ごみ対策の強化を図るうえで、排出事業者の処理責任を明確にすることが必要不可欠なことから、今後はアンケート結果を参考にするとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、商工会や事業者団体等との連携により啓発活動を強化し、事業者の事業系ごみに関する意識の向上を図る必要があります。

*食品リサイクル法とは、食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者などが取り組むべき事項が規定されている法律。

4 災害時のごみ処理の考え方

南海トラフ地震等の巨大地震の発生、気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加等により、災害発生リスクが高まっています。

このような災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、市民の健康と安全の確保、生活環境の早期回復等を図ることを目的に、平成30年3月に「尾張旭市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本市が震災及び風水害を被った場合は、「尾張旭市災害廃棄物処理計画」及び上位計画である「尾張旭市地域防災計画」に基づき、被災地域の安全と公衆衛生を確保しながら、被災地域から発生する災害廃棄物を適切かつ円滑に処理します。

発災後は、「尾張旭市災害廃棄物処理計画」を基に、実際の被災状況から災害廃棄物の発生状況を的確に把握し、災害廃棄物処理を進めるための、災害廃棄物の処理方針や具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定します。

また、被害が甚大で本市のみで適切な処理ができないときは、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、周辺市町村及び愛知県に応援要請を行います。

しかし、東日本大震災では、災害発生時の初期対応や処理体制の構築等に課題が見られました。このことから、災害発生時に市民が行うべきことや行政が行うべきことなどを示したガイドラインの作成を検討するとともに、国や県の廃棄物対策や防災対策の進捗等を踏まえ、尾張旭市災害廃棄物処理計画の検証・見直しを行います。

5 燃えるごみ有料化の検討について

(1) 背景

基本計画の重点取り組み項目である「No.1 燃えるごみの排出量に応じた費用負担を検討します。」を検討するに当たり、平成28年11月に、満20歳以上の市民を対象とした、「ごみの減量、リサイクルに関する意識や取り組みについてのアンケート調査」を実施しました（詳細は42ページ参照）。

また、尾張旭市循環型社会推進会議では、燃えるごみ有料化に関する調査・研究・検討を行い、平成30年3月に「家庭系燃えるごみの有料化制度に関する報告及び提言書」が市に提出されました。

これらを踏まえ、市では、尾張旭市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に対し、平成30年7月に「燃えるごみの排出量に応じた費用負担」について諮問を行い（54～56ページ参照）、その後、審議が重ねられた末、平成31年2月に審議会から答申を受けました。

(2) 燃えるごみ有料化についての判断

審議会の答申に基づき、以下のとおり「現時点ではごみ有料化は行わない」と判断しました。

ア 本市の1人1人日当たりの家庭系処分ごみ排出量は、毎年、基本計画の目標値を達成しているため、燃えるごみ有料化は行わない。

しかしながら、基本計画目標年度である令和5年度の目標値428g/人・日を達成させるためには、一層のごみ減量に取り組む必要がある。

イ 既存の取り組みの充実や新たな取り組みにより、市民へのごみ減量の取り組み、協力を呼びかけ、ごみ減量を図るとともに、ごみ排出量の動向に注視し、家庭系処分ごみ排出量が基本計画の数値目標を未達成又は数値目標と現状値の差が大きいと判断される場合は、あらためて燃えるごみ有料化の導入について検討を行う。

(3) ごみ減量への取り組み

市は、市民へごみ減量の取り組み、協力を呼びかけ、また、事業者にもごみ減量の協力を呼びかけ、一丸となりごみ減量に取り組むこととしました。

具体的な取り組みは以下のとおりです。

ア 3キリ運動の推進

イ 資源ごみの分別促進

ウ 燃えるごみ有料化検討の市民周知

エ 事業者と連携したごみ発生抑制の取り組み

オ 事業系ごみの適正排出

第5章 計画の目標

1 将来像

計画目標の実現により目指す将来像は、次のとおりです。

**みんなで作ろう資源循環型のまち
～考えよう、ごみのこと～**

2 計画推進の基本的考え方

計画推進の基本的考え方は、図 5-1 に示すとおりです。

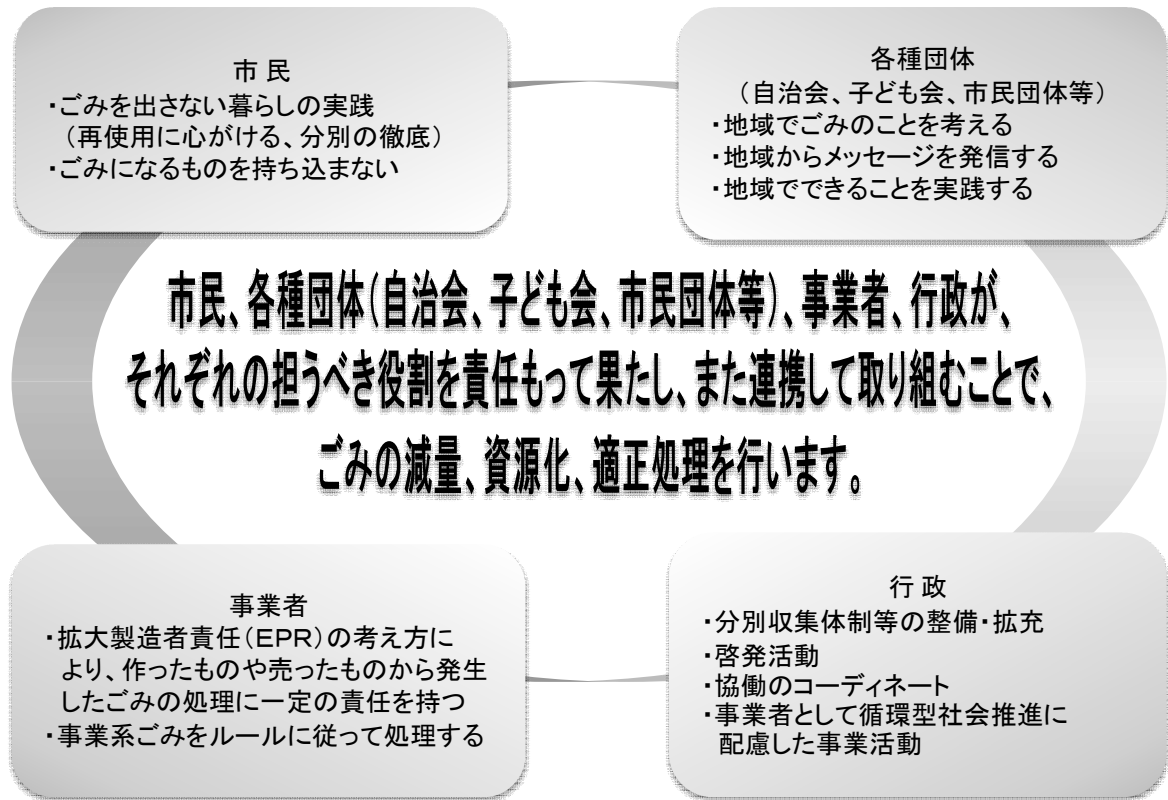


図 5-1 計画推進の基本的考え方

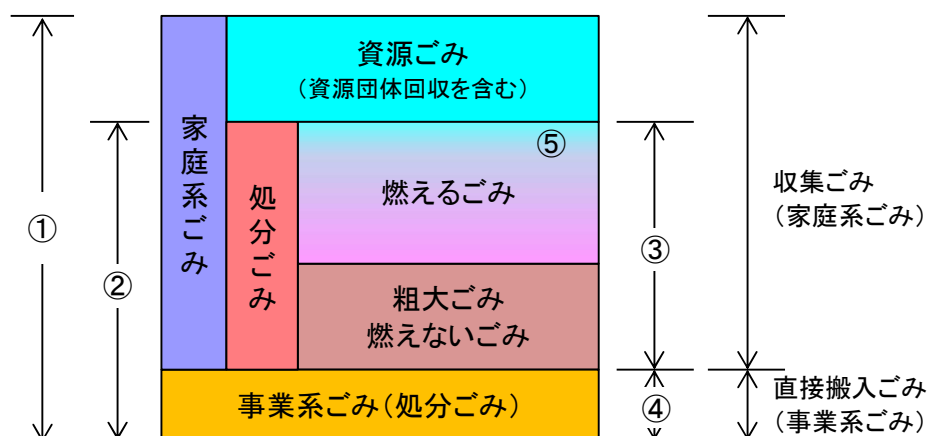
3 数値目標

(1) 数値目標

基本計画で設定した数値目標は次の5項目です。平成30年度の現状値を踏まえ、すでに目標を達成した項目について見直しを行いました。

表 5-1 数値目標

項目	単位	H24年度 基準値	H30年度 実績値	令和5年度の目標		
				目標値	削減量	削減率
①総ごみ排出量	g/人・日	921	820	845→ 777	43	5%
②処分ごみ排出量	g/人・日	696	640	577	63	10%
③家庭系処分ごみ排出量	g/人・日	519	471	428	43	9%
④事業系ごみ排出量	t/日	14.6	14.1	12.2	1.9	14%
1人1日あたり事業系ごみ排出量 (参考指標)	g/人・日	177	169	149	20	12%
⑤燃えるごみ中の資源ごみ 混入率(3年平均値)	%	30.4	23.6	25.0→ 23.1	0.5 ポイント	—
資源化率(参考指標)	%	30.0	27.5	32.0	△4.5 ポイント	—



- ①: 総ごみ排出量(③+④+資源ごみ)
- ②: 処分ごみ排出量(③+④)
- ③: 家庭系処分ごみ排出量
- ④: 事業系ごみ排出量
- ⑤: 燃えるごみ中の資源ごみ混入率

図 5-2 数値目標図説

(2) 数値目標から算出した削減及び資源化必要量

数値目標を達成するために必要な削減及び資源化量は、図 5-3 で示すとおりです。

平成 30 年度実績値では、家庭系処分ごみは 471 g/人・日で基準値から 48 g 減少し、資源ごみは 180 g/人・日で 45 g 減少しています。

また、①総ごみ排出量が令和 5 年度目標値を達成した理由は、処分ごみ排出量の減少もありますが、資源ごみ回収量が減っていること、中でも紙類の収集量が大幅に減少していることが大きな要因です。

このため、令和 5 年度目標値を次のとおり再設定します。

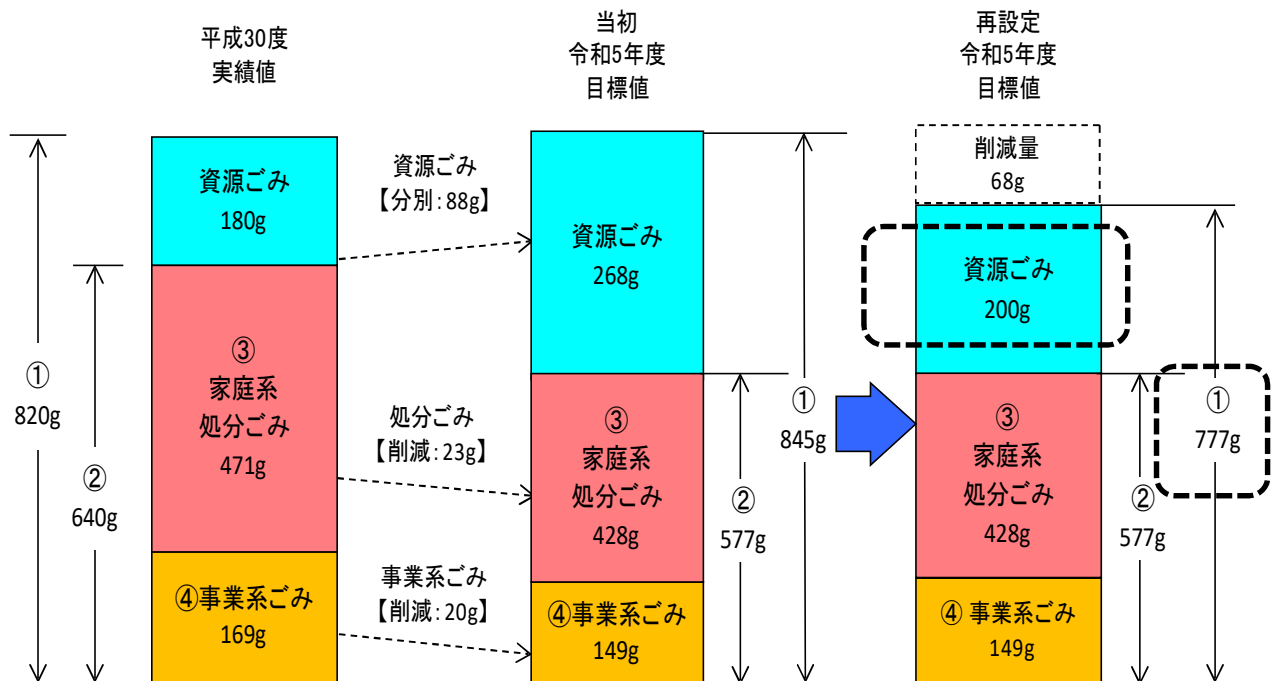


図 5-3 数値目標から算出した資源化と削減の必要量の図説

4 取り組みの実施により期待できる効果の推計

前期取り組みや目標値から、後期の本計画の取り組みの実施により期待できる削減及び資源化量を推計します。

表 5-2 取り組みの実施により期待できる効果の推計

単位：t/人・日

	実施分類	第 6 章に定める具体的な取り組み事項	効果推計値		効果内容
			削減	資源化	
1	燃えるごみの減量・資源化	No. 1 「燃えるごみの排出量に応じた費用負担」	—	—	
2	生ごみの水切り	No. 4 「啓発プロジェクトの推進」 No. 30 「自治会等の団体との啓発推進」	10	—	水切りの徹底により生ごみを5%削減
3	生ごみの堆肥化	No. 21 「生ごみ堆肥化のシステム作り」 No. 27 「生ごみ堆肥化の提供」 No. 28 「ふれあい農園における堆肥化推進」 No. 31 「自治会等との連携による堆肥化推進」	7	—	生ごみ堆肥化に取り組んでいる世帯（全世帯の5%）で生ごみを70%削減
4	ごみの発生抑制・再使用	No. 2 「再用品広場の拡充」 No. 3 「子ども用品の譲渡及び譲受けの場の拡大」 No. 5 「エコライフの推進」 No. 6 「レジ袋削減運動の更なる展開」 No. 8 「再使用に関する情報発信」	6	—	ごみの発生抑制・再使用に配慮した生活を実践する市民（全世帯の5%）により、家庭ごみを25%削減
5	雑がみの分別適正化		—	8	燃えるごみ中に混入している雑がみの25%を適正分別
6	プラスチック製容器包装の分別適正化	No. 7 「市民への情報発信」 No. 9 「見学会等による市民啓発」 No. 24 「資源物拠点回収所の設置条件統一」	—	8	燃えるごみ中に混入しているプラスチック製容器包装の30%を適正分別
7	古紙類の分別適正化	No. 25 「リサイクルステーションの設置」 No. 26 「警告シール制度の効果的運用」 No. 29 「戸別収集の検討」	—	6	燃えるごみ中に混入している古紙（新聞・雑誌・ダンボール）の25%を適正分別
8	古着類の分別適正化	No. 32 「資源ごみ回収団体活動奨励金制度の実効性向上」	—	4	燃えるごみの中に混入している古着類の30%を適正分別
9	紙パックの分別適正化	No. 34 「販売店に使用済容器を戻す仕組みづくり」	—	2	燃えるごみ中に混入している紙パックの50%を適正分別
10	飲料容器類の分別適正化		—	3	燃えるごみに混入しているかん・びん・ペットボトルの50%を適正分別
11	新たな分別による資源化	No. 19 「剪定枝・木製品の資源化」 No. 20 「小型家電の分別回収」	—	2	左記の資源ごみが処分ごみの中に1%混入していると仮定して、この半分を分別資源化。
合計			23	33	

(1) 家庭系ごみの推計

家庭系ごみに関する取り組みの実施により期待できる効果は、表 5-2 に示すとおりです。

- ・ 家庭系処分ごみの削減 23g/人・日
- ・ 資源化 33g/人・日

(2) 事業系ごみの推計

事業系ごみに関しては、尾張東部衛生組合へ搬入される量から推計していますが、事業者の処理委託契約の内容によっては、必ずしも尾張東部衛生組合に搬入されているとは限らず、完全な把握は困難な状況です。今後、より正確な推計が行えるよう、実態把握の方法について検討をしていくこととします。

5 取り組みの実施による評価

表 5-3 は、取り組みの実施による評価を示したものです。

家庭系ごみの削減及び資源化については、本計画の取り組みを実施することにより、数値目標を達成することが可能です。ただし、事業系ごみについては、現時点では評価の方法を検討中です。

表 5-3 取り組みの実施による評価

単位：g/人・日

	数値目標達成のために必要な量	取り組み実施により期待できる効果値	評価
家庭系ごみの削減	23	23	期待できる
資源化	20	33	十分期待できる
事業系ごみの削減	20	-	未確認

6 推計の基礎となるごみ組成

ごみ排出量及び燃えるごみ組成調査結果をもとに、燃えるごみ中の内訳（生ごみ、古紙など）を推計しました。

令和5年度推計値と平成30年度実績値を比較すると、ごみの排出量、燃えるごみ排出量の内訳とも、ほぼ推計のとおりに移り変わっていますが、3「数値目標」を再設定したことに伴い、組成推計値についても再設定しました。

表 5-4 推計の基礎となるごみ組成

項 目		単位：g/人・日						
		平成24年度 実績		平成30年度実績 (割合は3年平均)		令和5年度 推計		
		重量 g/人・日	割合 %	重量 g/人・日	割合 %	重量 g/人・日	割合 %	
1人1日あたり燃えるごみ排出量		497	100	446	100	406	100	
燃えるごみ排出量の内訳	生ごみ	245	49.3	214	47.9	191	47	
	生ごみ除く資源以外の燃えるごみ	99	19.9	123	27.6	125	30.8	
	資源化可能なごみ量	紙類（新聞、雑誌、段ボール）	24	4.8	24	5.4	20	4.9
		雑がみ	57	11.5	36	8.1	31	7.6
		紙パック	4	0.8	3	0.6	2	0.5
		プラスチック製容器包装	47	9.5	25	5.6	21	5.2
		ペットボトル	2	0.4	3	0.6	2	0.5
		かん・びん	2	0.4	1	0.3	1	0.2
		古着	16	3.2	13	2.9	10	2.5
		小型家電	-	-	1	0.3	-	-
		資源化可能なごみ量合計	152	30.6	106	23.7	87	21.4
	不燃・有害	2	0.4	4	0.8	3	0.7	
1人1日あたり燃えないごみ排出量	16	-	18	-	16	-		
1人1日あたり粗大ごみ排出量		6	-	7	-	6	-	
家庭系ごみ1人1日ごみ排出量		519	-	471	-	428	-	

※端数処理の関係上、合計が合わない箇所があります。

第6章 目標達成のための3つの基本方針と11の基本施策

本計画では前計画での課題等を踏まえ、「発生抑制」と「再使用」に重点を置き「資源化」を進める取り組みの展開とごみの適正処理を基本に「3つの基本方針」「11の基本施策」「44の具体的な取り組み」を設定し、目標の達成を目指しています。

中間見直しでは、前期の取り組みを踏まえ、それぞれを評価を行い、引き続き目標の達成を目指します。

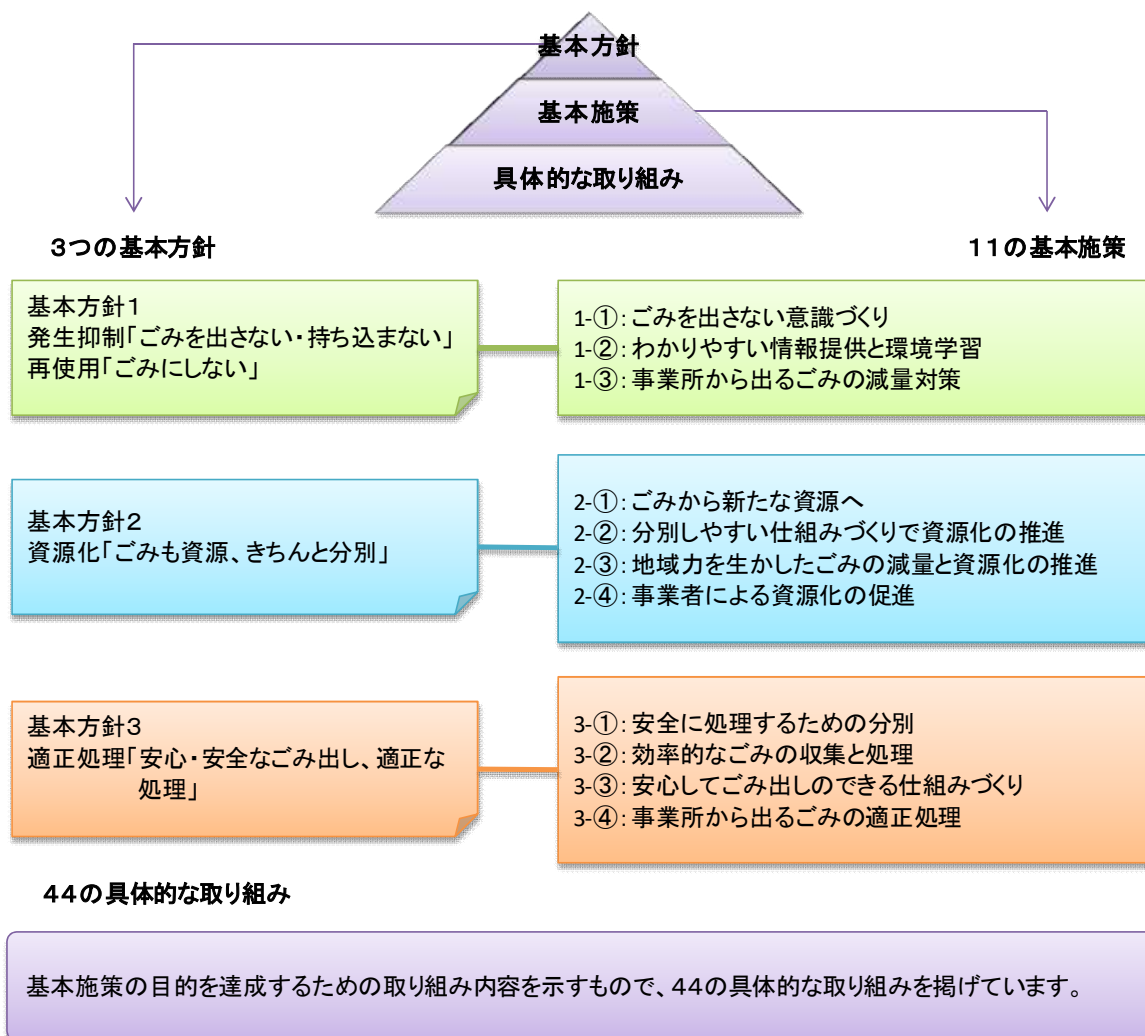


図 6-1 施策の体系

基本方針 1 発生抑制「ごみを出さない・持ち込まない」 再使用「ごみにしない」

基本施策 1-①：ごみを出さない意識づくり

「すぐごみになるものを家庭に持ち込まない」、「ものを簡単に捨てない」、「ものを大切に使う」といった行動が定着するような取り組みを推進します。

No. 1

燃えるごみの排出量に応じた費用負担を検討します。

重点

内容	燃えるごみの分別徹底と発生抑制を目的とし、経済的なインセンティブを活用した方策を検討します。									
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会推進会議の専門部会にて、燃えるごみに関する調査研究（H26～H29） 循環型社会推進会議より、燃えるごみ有料化に関する提言書提出（H29） 廃棄物減量等推進審議会へ諮問し、提出された答申に基づき、「現時点では有料化を行わない」と判断（H30） 									
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後、ごみ減量の目標を達成できないと判断した場合は、改めて検討を実施 									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	調査・研究		検討		判断	検討				

No. 2

再使用を推進するためリサイクル広場の再利用品広場を拡充します。

重点

内容	粗大ごみとして排出された家具や、リサイクル広場に持ち込まれた子ども用品等を修理・販売する仕組みを検討し、リサイクル広場のさらなる周知・充実を図り、再使用（リユース）の取り組みを推進します。									
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> リユース事業として開始していた自転車、こども用品等を、リサイクル・リユース祭でも提供開始（H28～） 									
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル広場移転に併せ、市が行うリユースの取り組みを見直し・実施 									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	調査	検討	準備	実施			移転に併せ見直し・実施			

No. 3

子ども用品の譲渡及び譲受けの場を拡大します。

内容	家庭において不要となった子ども用品の譲渡、譲受け及びレンタル等を提供する場を拡大します。									
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> あげます・ください情報の更新（随時） 健康フェスタの会場で、子ども用品の提供を開始（H27～） 									
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 									
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
			検討	準備	実施					

No. 4	ごみと資源化を啓発するプロジェクトを進めます。																						
内容	市民にごみについて関心を持ってもらうためのわかりやすいメッセージ（キャッチフレーズ、イメージキャラクター等）を発信するプロジェクトを実施します。																						
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> ・3キリ運動（生ごみの水キリ、料理の食べキリ、食材の使いキリ）を推進するため、「ごみ減量大作戦マグネットステッカー」を作成し、啓発物品として配布（H29） ・「ごみ減量大作戦マグネットステッカー」を収集車へ貼り付け啓発を実施（H30） 																						
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">← 検討</td> <td colspan="2">準備</td> <td colspan="4">→ 実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			← 検討		準備		→ 実施					
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5														
		← 検討		準備		→ 実施																	
No. 5	ごみの減量や食品ロス削減を取り入れたエコライフを進めます。																						
内容	「すぐごみになるものを家庭に持ち込まない、ものを大切に使う」、「食品ロスを減らす」などの考え方を普段の生活に取り入れたエコライフ実践が市民・事業者に広く浸透するように、ごみの減量・資源化の実践例の紹介や施策の取り組み状況などを、市民に分かりやすく工夫して情報発信します。																						
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報・ホームページ等で「3キリ運動」及び「3010運動」の推進を周知（随時） ・ごみ減量につながる「食品ロスの削減」について普及啓発を実施（H29～） ・旭丘校区が実施する「がおかエコフェス」会場で、「3キリ運動」と「雑がみ分別」の講座を実施（H30） ・フードドライブ事業（年2回）の受付窓口を環境事業センターでも開始（H30～） 																						
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">← 検討</td> <td colspan="6">→ 実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			← 検討		→ 実施							
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5														
		← 検討		→ 実施																			
No. 6	レジ袋削減運動を更に推進します。																						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋無料配布中止協力店舗を拡大します。 ・来店者に袋が必要かどうかの声掛けをするよう、レジ袋無料配布店舗に呼び掛けます。 																						
前期取組	・レジ袋辞退率をホームページで公表（毎年）レジ袋の有料配布を実施																						
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化の義務付けが国の方針として示されたことを受け、市としての対応を検討（R1～） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">← 検討</td> <td colspan="2">準備</td> <td colspan="2">→ 実施</td> <td colspan="2">← 検討</td> <td colspan="2">→ 実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			← 検討		準備		→ 実施		← 検討		→ 実施	
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5														
		← 検討		準備		→ 実施		← 検討		→ 実施													

基本施策 1-②：わかりやすい情報提供と環境学習

ごみの減量・資源化に向けた具体的な取り組み方法をわかりやすく紹介するとともに、環境について学べる機会を提供します。

No. 7 **ごみに関する情報をわかりやすく市民に提供します。** **重点**

内容 ごみ出しカレンダー・啓発チラシ及びホームページの内容を見直し、市民にわかりやすく見やすい内容となるよう工夫し、市民が必要としている情報をわかりやすく提供できるようにします。

前期取組 ・ごみ出しカレンダー、ごみの出し方の冊子を全戸配布（毎年）
 ・スマートフォン等から簡単にごみの出し方を検索できるようごみ出しアプリを導入（H28～）

今後の方向性 ・継続して実施

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
← 実施 →									

No. 8 **再使用（リユース）に関する情報を発信します。** **重点**

内容 「ものを簡単に捨てない、ものを長く大切に使う」などの考え方が広く市民に浸透するように、
 ① 市や各種団体等が実施するフリーマーケットの開催情報を提供します。
 ② あげます情報・ください情報を広く周知します。
 ③ 市民への再使用（リユース）に関する啓発活動を展開します。

前期取組 ・市民祭でリサイクルマーケットを実施（毎年）
 ・環境事業センターで、着物・端切れの受け入れを実施（随時）

今後の方向性 ・継続して実施

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
← 検討 →		← 実施 →							

No. 9 **ごみ処理施設や再生工場等の見学会を実施します。**

内容 ごみ処理施設や資源化処理施設を見学し、市民へごみに関心を持ってもらう機会を提供します。

前期取組 ・晴丘センター、リサイクル広場等の見学を実施（随時）

今後の方向性 ・継続して実施

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
← 実施 →									

No. 10	子ども達に対してごみに関する学習の機会を提供します。																					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携してごみ処理場やリサイクル広場等の施設見学会を実施します。 ・環境事業センターに体験学習の場を作ります。 ・職員によるごみに関する出前講座を開催します。 																					
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の親子をエコクッキングの開催、ごみ処理場とリサイクル広場の施設見学会を実施（毎年） ・中学生を対象に、リサイクル広場の職場体験を実施（毎年） ・クリーンシティ推進運動のポスター、標語の優秀者をリサイクル・リユース祭で表彰を開始し、作品を市庁舎や環境事業センターに掲示（H28～） ・市内6保育園年長児対象に出前環境教室を実施（H30～） ・環境事業センターの体験学習場の作成については検討を継続 																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 ・子ども達を対象とした学習機会の提供を検討 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="10">← 実施 →</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 実施 →										
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 実施 →																						
No. 11	ごみに関する学習拠点を発展させます。																					
内容	リサイクル広場のリサイクル学習展示広場を充実させ、多くの人が集まって、総合的にごみについて学習することができる施設に発展させます。																					
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学習展示スペースのレイアウト変更及び展示資料の改訂を実施（毎年） ・生ごみを堆肥化した肥料を使い、環境事業センターで緑のカーテンを実施し、市民に循環型の緑のカーテンづくりを周知（毎年） 																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル広場移転に併せ、学習展示の方法を見直し・実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">← 調査・研究 →</td> <td>準備</td> <td colspan="3">← 実施 →</td> <td colspan="4">← 移転に併せ見直し・実施 →</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 調査・研究 →			準備	← 実施 →			← 移転に併せ見直し・実施 →			
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 調査・研究 →			準備	← 実施 →			← 移転に併せ見直し・実施 →															
No. 12	保育園での生ごみを使った堆肥化の取り組みを進めます。																					
内容	園児の菜園体験の一環として取り組んでいる保育園における給食調理くずの堆肥化事業をさらに拡大します。																					
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ資源化協力隊に委託し、市内保育園8園の給食調理くず、食べ残しの堆肥化事業、堆肥を使った菜園・食育支援を実施（毎年） 																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">← 検討 →</td> <td colspan="7">← 実施 →</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 検討 →			← 実施 →							
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 検討 →			← 実施 →																			

基本施策 1-③：事業所から出るごみの減量対策

事業所から出るごみの実態を把握し、ごみの適正処理と減量と呼びかけるとともに、市自ら積極的なごみの減量・資源化に取り組みます。

No. 13 事業系ごみの実態を把握するため事業者アンケートを実施します。 **重点**

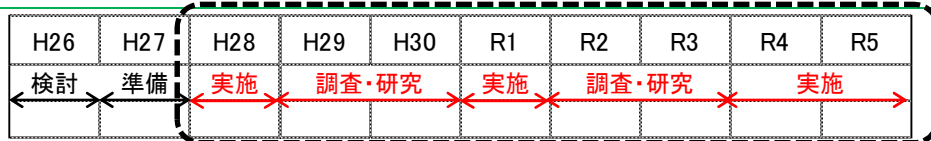
内容 事業系ごみに対する認識度（理解度）や排出量等の実態を調査するために、事業者アンケートを実施します。

前期取組

- ・事業者のごみ減量やリサイクルに関する取り組み状況や意識を調査するため、尾張旭市商工会員を対象に事業者アンケート調査を実施（H28）
- ・今後も、実態把握のためのアンケート調査を検討

今後の方向性

- ・アンケート調査の内容や方法を継続して調査・研究し、再度実態調査のためのアンケート調査を実施する。（R4～）



No. 14 事業系ごみの実態を把握するため調査を実施します。 **重点**

内容 パトロールやごみ組成調査により、事業所から排出されるごみの実態を継続的に調査します。

前期取組

- ・ごみ組成調査や市民からの情報により、事業所へ適正排出の周知を実施（随時）

今後の方向性

- ・継続して実施
- ・ごみ出しルールを守らない事業者に対し、実地調査の上、適正な排出を個別啓発（R1～）



No. 15 商工会等と連携して事業系ごみの処理に関する啓発を実施します。

内容 商工会や各種団体等と連携して、事業系ごみに関する情報を提供し、事業者を対象とした啓発事業を実施します。

前期取組

- ・尾張旭市循環型社会推進会議において、事業者アンケートの検証と、適正排出に向けたチラシ作成・配布・周知方法を検討（H29）

今後の方向性

- ・継続して実施
- ・「尾張旭市の事業系ごみについて」のチラシを活用し、実態の情報収集をした上で、適時啓発を実施（R1～）



No. 16	事業系ごみについて広報やホームページにて情報発信します。																				
内容	事業所から出るごみは事業系ごみとして処理しなければならないことを理解・認識してもらうことを目的として、広報や市のホームページにて情報を発信します。																				
前期取組	・事業系ごみの排出方法について、広報やホームページを利用して周知を実施（随時）																				
今後の方向性	<p>・継続して実施</p> <table border="1"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">検討</td> <td colspan="5">実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5				検討		実施				
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
			検討		実施																
No. 17	市民祭等のイベントから出るごみの減量と資源化を進めます。																				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、市民祭やこどもまつり等のイベントにおいて、率先してごみの減量と資源化の取り組みを進めます。 ・地域のお祭りやイベントにごみの減量と資源化の仕組みを取り入れてもらうよう働きかけます。 																				
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への啓発を図るため、市民祭等のイベントにおいて分別収集を実施（毎年） ・市主催イベントで出るごみを事業系ごみとして適正処理（H30～） 																				
今後の方向性	<p>・継続して実施</p> <table border="1"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">検討</td> <td colspan="8">実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	検討		実施							
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
検討		実施																			
No. 18	放置自転車の再使用を進めます。																				
内容	放置自転車のうち、持ち主が現れなかった自転車の再使用を進めます。																				
前期取組	・市に帰属した放置自転車をリサイクル広場でリユース品として提供し、リサイクル・リユース祭でも提供開始（H28）																				
今後の方向性	<p>・リサイクル広場移転に併せ、放置自転車の再使用の方法を見直し・実施</p> <table border="1"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="5">実施</td> <td colspan="5">移転に併せ見直し・実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	実施					移転に併せ見直し・実施				
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
実施					移転に併せ見直し・実施																

基本方針2 資源化「ごみも資源、きちんと分別」

基本施策 2-①：ごみから新たな資源へ

小型家電・剪定木・木製品・生ごみなど、今までは廃棄処分していたものを新たに分別し、資源化を進めます。

No. 19	剪定枝、木製品の再生利用を進めます。	重点																				
内容	剪定枝や木製品等を木質チップなどに資源化するため、効率的な回収方法や選別方法の仕組みを作ります。																					
前期取組	・市内造園業者に対し、剪定枝等を木質チップにするよう依頼（毎年）																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな資源化のための受け入れ先等を検討（R1～） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">← 調査・研究 →</td> <td colspan="2">← 検討 →</td> <td colspan="6">← 実施 →</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 調査・研究 →		← 検討 →		← 実施 →						
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 調査・研究 →		← 検討 →		← 実施 →																		
No. 20	小型家電の分別回収を進めます。	重点																				
内容	小型家電を燃えないごみから分けて出すことができる分別回収の仕組みを作ります。																					
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電回収ボックスを市役所や拠点施設の計5か所に設置（H28～） ・小型家電の宅配便回収を開始（R1～） 																					
今後の方向性	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">← 検討 →</td> <td colspan="2">← 試行 →</td> <td colspan="6">← 実施 →</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 検討 →		← 試行 →		← 実施 →						
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 検討 →		← 試行 →		← 実施 →																		
No. 21	生ごみ堆肥化のシステムを作ります。	重点																				
内容	生ごみの回収方法から、堆肥づくりの用地確保、できた堆肥の利用までを総合的に組み込んだ、生ごみ堆肥化のモデルシステムを作ります。																					
前期取組	・生ゴミ資源化協力隊、循環型生活研究会に生ごみの堆肥化の普及啓発を委託し、生ごみ堆肥化モニター募集等を実施（毎年）																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">← 調査・研究 →</td> <td colspan="2">← 検討 →</td> <td colspan="6">← 実施 →</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 調査・研究 →		← 検討 →		← 実施 →						
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 調査・研究 →		← 検討 →		← 実施 →																		
No. 22	生ごみのエネルギー化を検討します。																					
内容	生ごみのバイオマスエネルギー化等の資源化処理のあり方や調査・研究について、尾張東部衛生組合で検討するよう働きかけます。																					
前期取組	・バイオガス化の調査のため先進地視察を実施し、尾張東部衛生組合へ報告（H30）																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・尾張東部衛生組合と情報共有しながら継続的に検討・実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">← 調査・研究 →</td> <td colspan="5">← 検討・実施 →</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 調査・研究 →					← 検討・実施 →					
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 調査・研究 →					← 検討・実施 →																	

基本施策 2-②：分別しやすい仕組みづくりで資源化の推進

ごみも資源であるという意識で、市民がきちんと分別できる仕組みをつくります。

No. 23	食品トレイ・ペットボトルキャップ・インクカートリッジ等の民間が行っている分別を市の分別ルールに組み入れます。	重点																				
内容	ごみ出しカレンダー等に、スーパーや家電量販店における資源ごみ回収情報を載せて、資源化を進めるよう市民に啓発します。																					
前期取組	・市内民間店舗で回収している資源の種類を市ホームページに掲載（随時）																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">← 調査</td> <td colspan="8">→ 実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 調査		→ 実施								
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 調査		→ 実施																				
No. 24	公共施設に設置されている資源物拠点回収所の設置条件を統一します。	重点																				
内容	公民館や集会所等の資源物拠点回収所で、回収品目や回収時間、設置場所などを統一します。																					
前期取組	・公共施設に設置されている資源物の回収状況の統一を図るとともに、ごみ出しアプリでも場所を確認できるよう改善（H28）																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">← 検討</td> <td colspan="2">← 準備</td> <td colspan="6">→ 実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 検討		← 準備		→ 実施						
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 検討		← 準備		→ 実施																		
No. 25	市民にとって便利なりサイクルステーションを設置します。	重点																				
内容	事業者との協働により、スーパーの駐車場等に資源ごみ回収施設を設置するなど、市民の生活動線に沿ったリサイクルステーションを設置します。																					
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者と協働したリサイクルステーションについて検討し、市内ドラッグストアの店舗駐車場で試行実施（H28） ・継続実施には、運営費、指導員の配置、実施箇所等のコスト削減の課題や、事業者主体での開設・運営の働きかけを図る必要もあるため、設置のあり方を慎重に検討 ・市内民間店舗で回収している資源の種類を市ホームページに掲載（随時） 																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者によるリサイクル推進の取り組みを継続的に周知 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">← 調査・研究</td> <td colspan="2">← 試行</td> <td colspan="6">→ 検討・実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 調査・研究		← 試行		→ 検討・実施						
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 調査・研究		← 試行		→ 検討・実施																		

No. 26	分別が不十分なごみは取り残し措置を行い、必要に応じて開封調査・指導を行います。 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px; color: red; font-weight: bold;">重点</div>																				
内容	分別ルールが守られていないごみの取り残し措置における警告シール制度の運営体制を見直し、より効果的な制度運営を実現します。																				
前期取組	・分別ルールが守られていないごみへ警告シールを貼付し、残置処理を実施（随時）																				
今後の方向性	・継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">← 検討</td> <td colspan="8">→ 実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 検討		→ 実施							
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
← 検討		→ 実施																			
No. 27	家庭における生ごみの減量や堆肥化を進めます。																				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの水切りによる減量効果や堆肥化方法等を、広報・ホームページや市のイベント等で広く市民に紹介し、生ごみの減量を推進します。 ・市民を対象とした生ごみ堆肥化教室への参加を呼びかけ、生ごみ減量について学べる機会を提供します。 																				
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報やホームページ等で「3キリ運動」及び「3010運動」の周知（H30） ・市民を対象に生ごみの堆肥化講習会を実施（毎年） ・循環型生活研究会へ市民向けエコクッキング開催を委託（R1～） 																				
今後の方向性	・継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">← 検討</td> <td colspan="2">← 試行</td> <td colspan="6">→ 実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 検討		← 試行		→ 実施					
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
← 検討		← 試行		→ 実施																	
No. 28	ふれあい農園における堆肥化を進めます。																				
内容	ふれあい農園（市民農園）利用者を対象とした農園における堆肥化促進のためのコンポストモニター制度を更に推進します。																				
前期取組	・ふれあい農園利用者に、コンポストモニター制度の周知を実施																				
今後の方向性	・継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="10">← 実施 →</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 実施 →									
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
← 実施 →																					
No. 29	燃えるごみの分別啓発を目的とした戸別収集制度を検討します。																				
内容	戸別収集制度について、その必要性や運用方法等を含め、総合的に調査・研究します。																				
前期取組	・アンケート調査による戸別収集に関する意見調査（H28）																				
今後の方向性	・戸別収集制度について総合的に調査研究 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="8">← 調査・研究 →</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			← 調査・研究 →							
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
		← 調査・研究 →																			

基本施策 2-③：地域力を生かしたごみの減量と資源化の推進

地域で考え、地域から発信する取り組みを推進します。

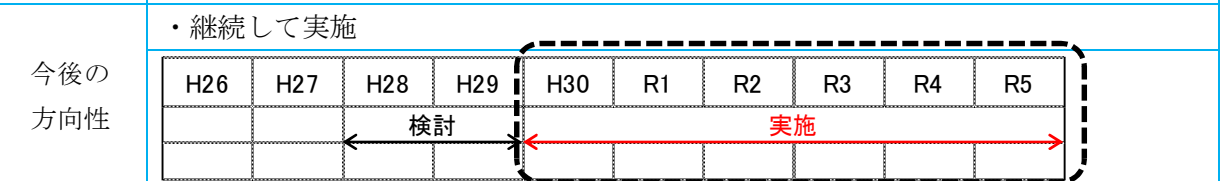
No. 30 **ごみの減量と資源化を自治会等の各種団体と共に積極的に進めます。** **重点**

内容

- 自治会や各種団体等の環境関連の組織やグループに協力を求め、地域と連携したごみの減量・資源化の取り組みを進めます。
- 連合自治会と連携して「ごみのことを考えよう」というメッセージを地域に発信します。

前期取組

- 旭丘校区の市民委員が実施する「がおかエコフェス」に参加（H27～）
- 白鳳、本地ヶ原連合自治会に生ごみ減量・雑がみ分別に関するチラシ全戸配布を依頼（H30）



No. 31 **自治会等との連携による生ごみ堆肥化のモデル事業を実施します。** **重点**

内容

- 地域の各種団体（シニアクラブ等）と、生ゴミ資源化協力隊等のボランティア団体が連携して、自治会単位で生ごみ堆肥化のモデル事業を進めます。
- 学校や地域の集会所・公園などの地域清掃で出る草木類を堆肥化し、肥料として利用する仕組みを作ります。

前期取組

- 生ゴミ資源化協力隊、循環型生活研究会に生ごみの堆肥化と生ごみ堆肥化モデル事業の研究を委託（毎年）



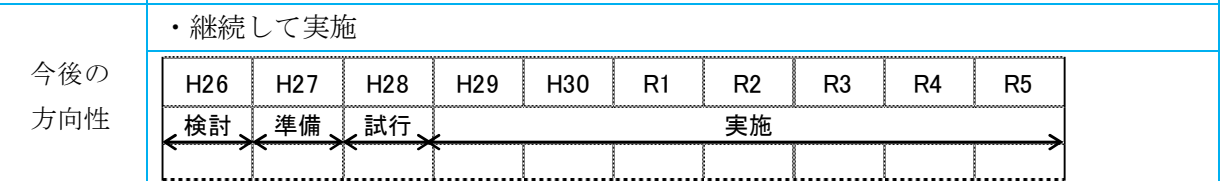
No. 32 **資源ごみ回収団体活動奨励金制度の実効性を高めます。**

内容

- 古紙回収を連合自治会に移行するように働きかけます。
- 資源回収団体がごみ問題を積極的に地域へ発信できる仕組みを作ります。
- 行政は、資源回収団体がごみ減量や資源化の活動に取り組むことができるよう説明会を実施し、報告会の開催やモデル団体の認定を行います。

前期取組

- 市広報で資源ごみ回収団体の募集を行うとともに、既に実施している団体には継続案内を送付（毎年）



基本施策 2-④：事業者による資源化の推進

事業者自らが事業活動で生じたごみの資源化を推進します。

No. 33	事業者が排出する剪定木の資源化を進めます。	重点																				
内容	造園業者やシルバー人材センター等が実施する剪定作業等が出た枝や草類について、焼却処理でなく民間資源化施設を活用した資源化を進めます。																					
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> 造園業者等に資源化の依頼（毎年） 市の業務を行う事業者については、仕様書等で資源化を指示（毎年） 																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">← 検討</td> <td colspan="8">→ 実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 検討		→ 実施								
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 検討		→ 実施																				
No. 34	買った店に使い終わった容器を戻す仕組みを広げます。	重点																				
内容	白色トレイなどの使用済み容器を、スーパー等の購入店舗に戻すことができる仕組みを広げます。																					
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> 市内民間店舗で回収している資源の種類の結果を市ホームページに掲載し、市民に情報提供を実施（随時） 																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">← 検討</td> <td colspan="7">→ 実施</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 検討			→ 実施							
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 検討			→ 実施																			
No. 35	学校給食における食品残渣等の資源化と教育への活用について検討します。																					
内容	給食センターから出る調理くずや食品残渣の処理について、資源循環型社会に即した処理方法等を調査・研究し、子どもの環境教育への活用を検討します。																					
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> 各小中学校で食育講座を開催し、食品残渣について周知を実施（随時） 給食センターの施設見学を実施（随時） 																					
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">← 調査・研究</td> <td colspan="7">→ 検討</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	← 調査・研究			→ 検討							
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5													
← 調査・研究			→ 検討																			

基本方針 3 適正処理「安心・安全なごみ出し、適正な処理」

基本施策 3-①：安全に処理するための分別																					
市民と施設の安全を考えたごみ処理を進めます。																					
No. 36	スプレー缶、カセットボンベ、ライターを危険ごみとして分別回収します。																				
内容	市民の安全性を高め、ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故を防ぐため新たに「危険ごみ」の分別区分を設定し、スプレー缶、カセットボンベ、ライターを分別回収します。																				
前期取組	・スプレー缶、カセットボンベを「スプレー缶類」として分別回収開始（H28～）																				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <table border="1"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td>←検討→</td><td colspan="9">←実施→</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	←検討→	←実施→								
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
←検討→	←実施→																				
No. 37	消火器、バッテリー、プロパンボンベ等を販売店で適正処理するよう呼び掛けます。																				
内容	市で回収できない処理困難物を販売店等で処理する方法について、ごみ出しカレンダーやホームページに掲載します。																				
前期取組	・バッテリー、プロパンボンベの処分方法について、市ホームページ及びごみの出し方に掲載（毎年）																				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <table border="1"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td>←準備→</td><td colspan="9">←実施→</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	←準備→	←実施→								
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
←準備→	←実施→																				

基本施策 3-②：効率的なごみの収集と処理

市民サービス向上を主眼に置いた、効率的なごみの収集と処理を推進します。

No. 38	地域と連携し、ごみ集積所の配置や管理のあり方を考えます。
内容	利用者や地域の町内会と連携し、ごみ集積所に関するあり方を考え、問題を一緒に解決します。
前期取組	・ごみ集積所に関する問題について、必要に応じて利用者や地域の町内会に連絡を行い、連携した問題解決を実施（随時）
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 <p>The diagram shows a horizontal timeline with columns for H26, H27, H28, H29, H30, R1, R2, R3, R4, and R5. A black double-headed arrow labeled '実施' (Implementation) spans from the start of H26 to the end of R5.</p>

No. 39	プラスチックごみの処理のあり方について検討します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の処理方法を見直し、同法に基づく処理のあり方に関する知見を確立します。 ・資源循環型社会に即したプラスチックごみの処理のあり方について、資源化やコスト等の総合的な観点から調査・研究を行います。
前期取組	・プラスチック製容器包装のリサイクル制度に関し、事業者の費用負担の拡大とリサイクル方法に応じた分別基準を定めることについて、公益社団法人全国都市清掃会議を通じて国に要望（毎年）
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して調査・研究 <p>The diagram shows a horizontal timeline with columns for H26, H27, H28, H29, H30, R1, R2, R3, R4, and R5. A red double-headed arrow labeled '調査・研究' (Investigation and Research) spans from the start of H28 to the end of R5. The entire diagram is enclosed in a dashed black border.</p>

No. 40	コスト分析の標準的手法である「一般廃棄物会計基準」を導入します。
内容	国が定めるごみ処理に関するコスト分析の標準手法を導入し、市のごみ処理コストの客観的な分析及び評価を行います。
前期取組	・有効性、活用方法について調査研究
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して調査・研究 <p>The diagram shows a horizontal timeline with columns for H26, H27, H28, H29, H30, R1, R2, R3, R4, and R5. A red double-headed arrow labeled '調査・研究' (Investigation and Research) spans from the start of H26 to the end of R5. The entire diagram is enclosed in a dashed black border.</p>

No. 41	効率的なごみの収集運搬体制を整えます。																													
内容	ごみ収集における運営方法やごみ収集車の効率的な使用等を含め、市民サービスの向上を主眼に置いた収集運搬体制を整えます。																													
前期取組	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製容器包装の毎週収集を全市域で開始（H28～） 継続して検討・実施 																													
今後の方向性	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td colspan="2">← 調査・研究</td><td colspan="6">← 検討・実施 →</td> </tr> </table>										H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5			← 調査・研究		← 検討・実施 →					
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																					
		← 調査・研究		← 検討・実施 →																										

基本施策 3-③：安心してごみ出しのできる仕組みづくり

あさひ訪問収集の拡大や問い合わせ窓口の充実により、安心してごみ出しの出来る環境を整えます。

No. 42 ごみ 119 番のような相談窓口を設置します。

内容

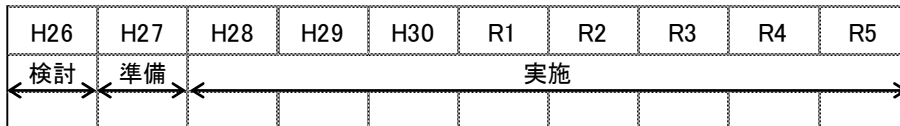
- ・ごみの分別や出し方等、ごみ全般についての相談専用電話を開設します。
- ・ごみに関する地域の困りごとについて一緒に考え解決します。

前期取組

- ・相談専用電話の開設は未実施
- ・ごみの分別、出し方や集積所等の問題は、環境課、環境事業センターの両方で対応を実施
- ・ごみ出しアプリ「さんあ〜る」に「ごみ分別辞典」、「よくある質問」を掲載（H28～）

今後の方向性

- ・継続して実施



No. 43 あさひ訪問収集を地域とも連携した制度へ拡充します。

内容

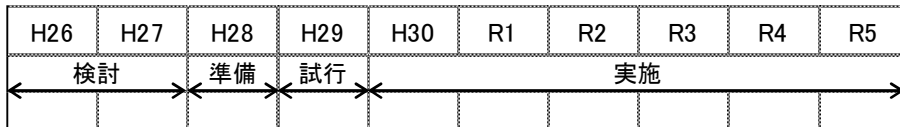
高齢世帯等のごみ出し困難世帯への支援制度を、地域との連携により、近隣世帯が見守り助ける仕組みへ発展させます。

前期取組

- ・全戸配布を行うチラシ「ごみの出し方」に、あさひ訪問収集の記事を掲載（毎年）
- ・福祉関係者（ケアマネージャー、民生委員等）へあさひ訪問収集について周知（随時）

今後の方向性

- ・継続して実施



基本施策 3-④：事業所から出るごみの適正処理

市自らが事業者であることを意識し、ごみの適正処理を推進します。

No. 44 公共事業及び市役所等の公共施設から出るごみを適正に処理します。

内容

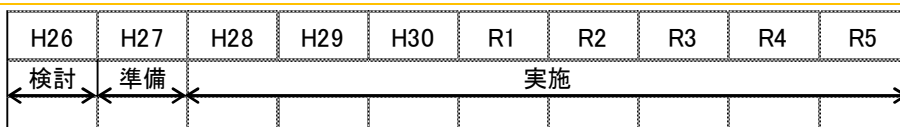
市も事業者であることを、職員が理解し、適正にごみを排出するよう意識啓発を行います。

前期取組

- ・公共施設から排出される廃棄物を事業系ごみとして収集開始（H28～）

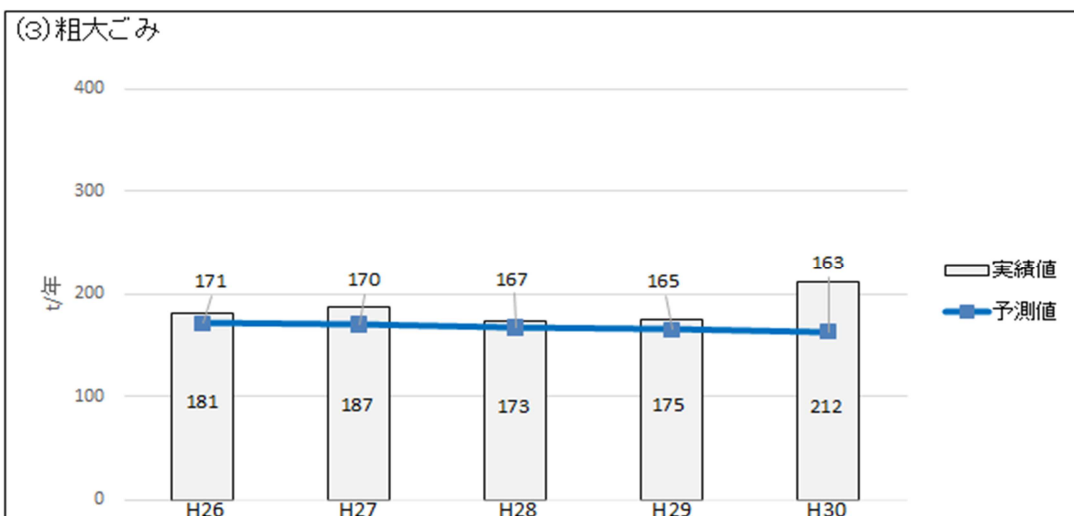
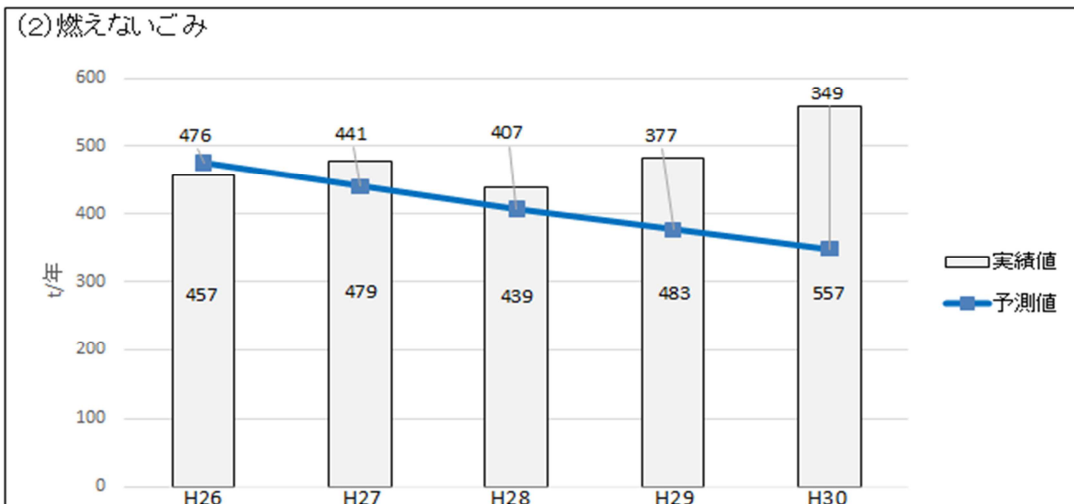
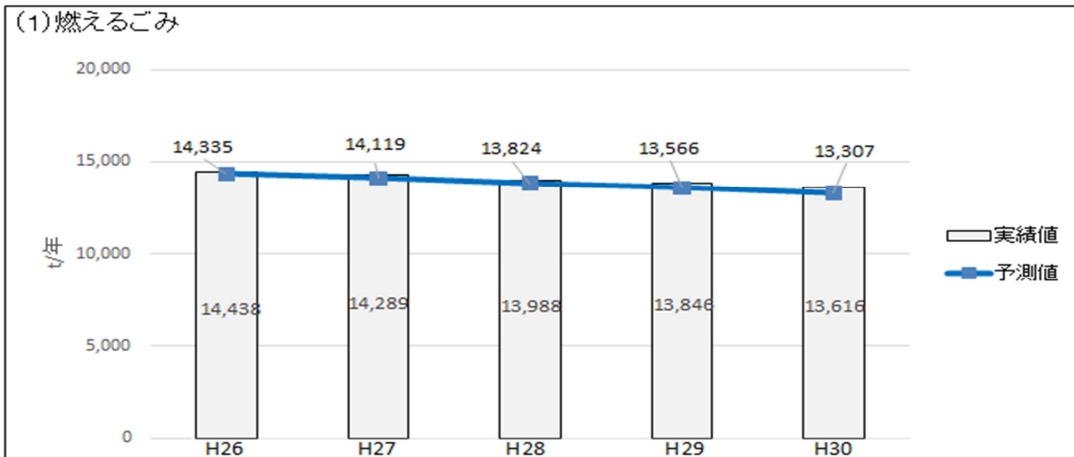
今後の方向性

- ・継続して実施

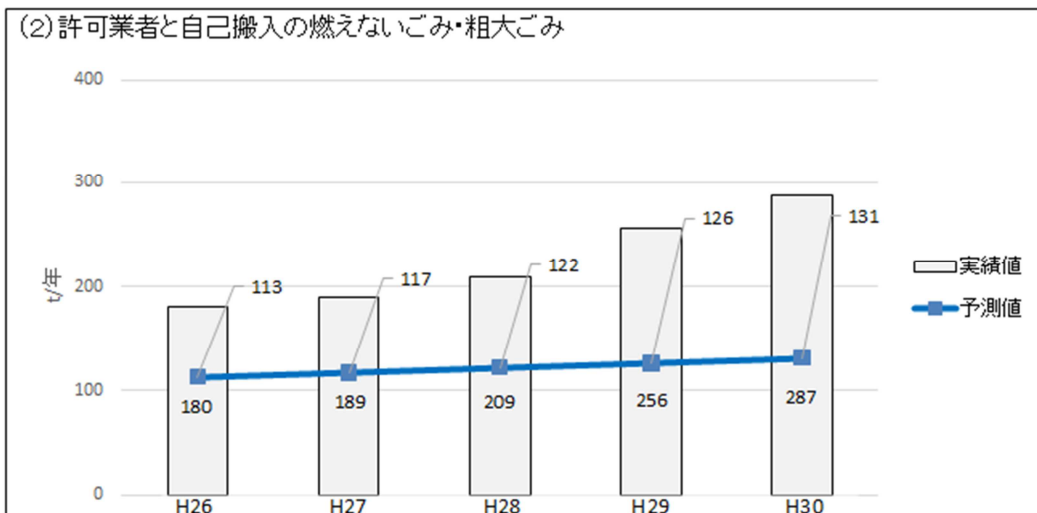
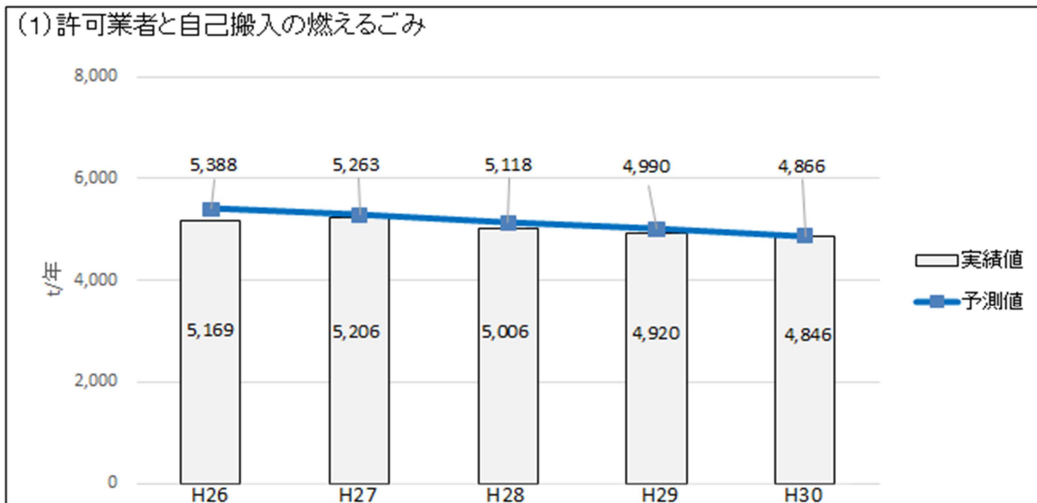


資料編 1 基本計画におけるごみ種別の排出量予測と実績について

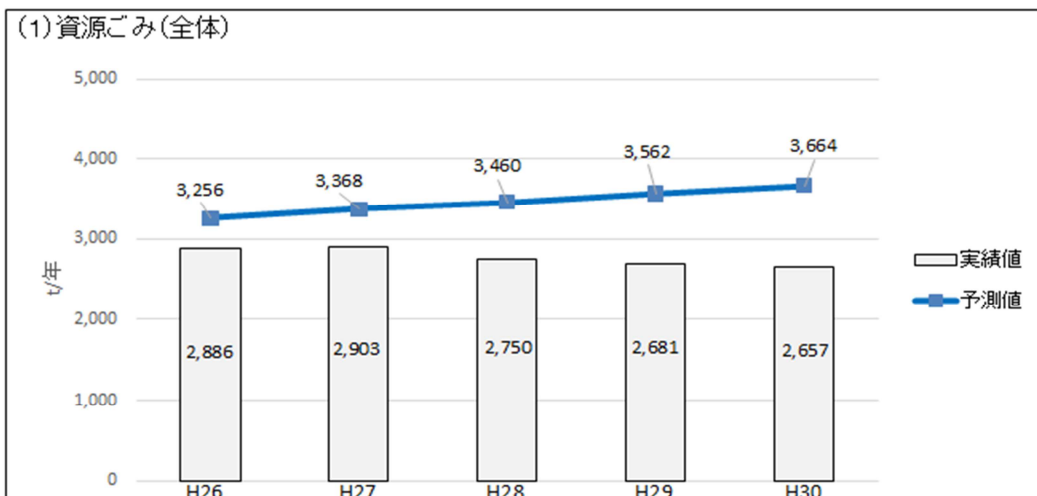
1 家庭系処分ごみ年間排出量の比較



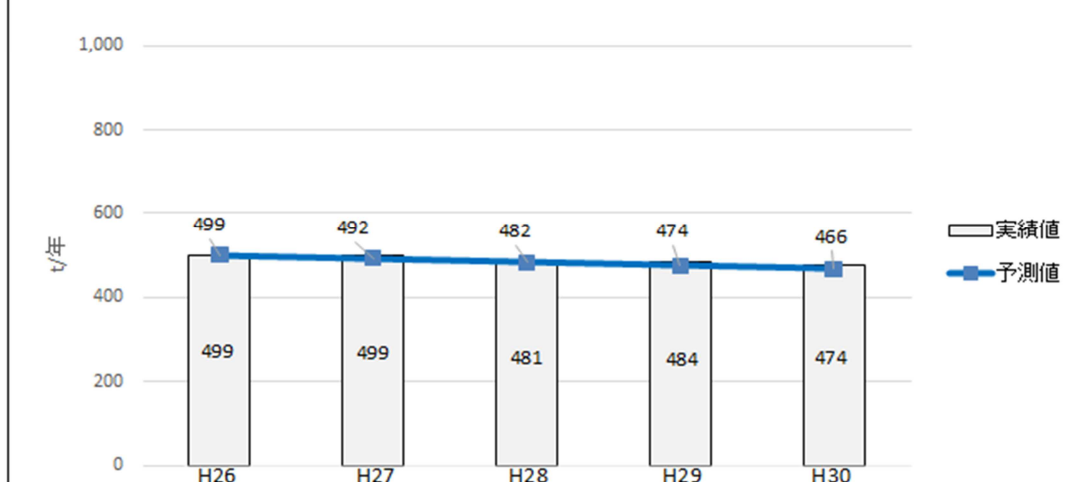
2 事業系ごみ年間排出量の比較



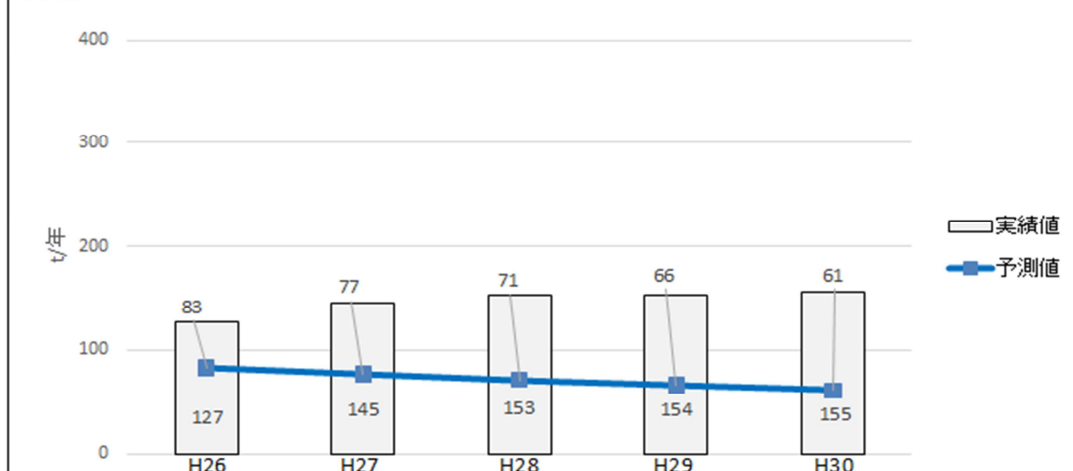
3 資源ごみ全体と集積所回収分の年間排出量の比較



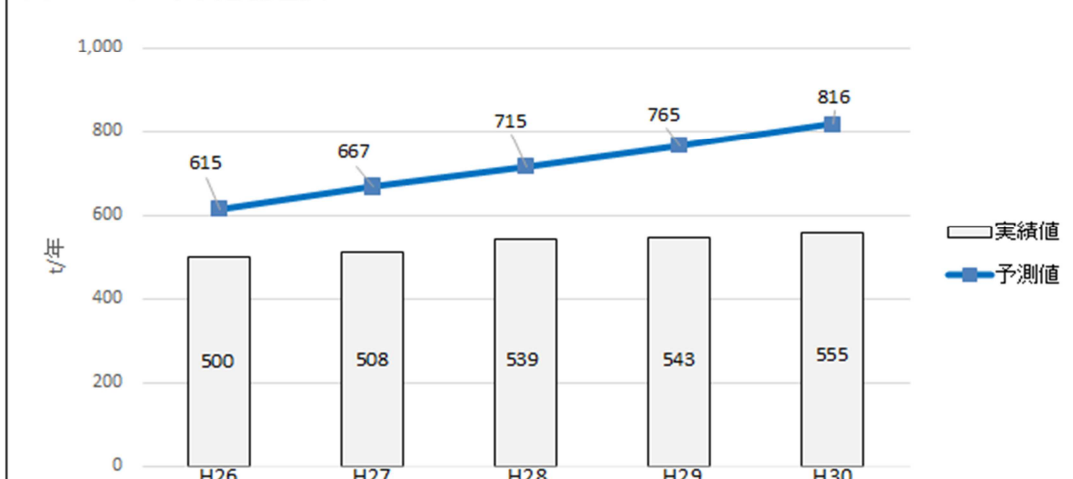
(2)びん

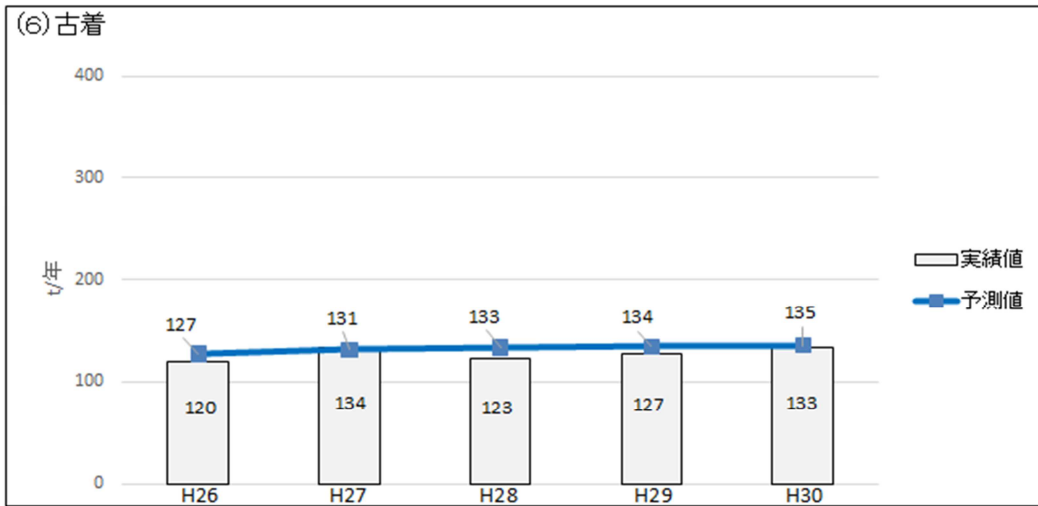
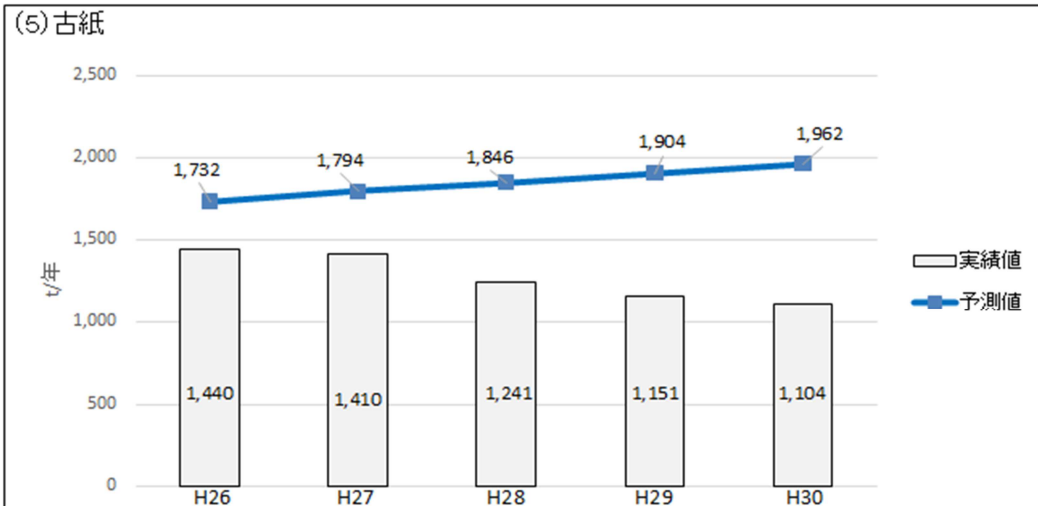


(3)缶

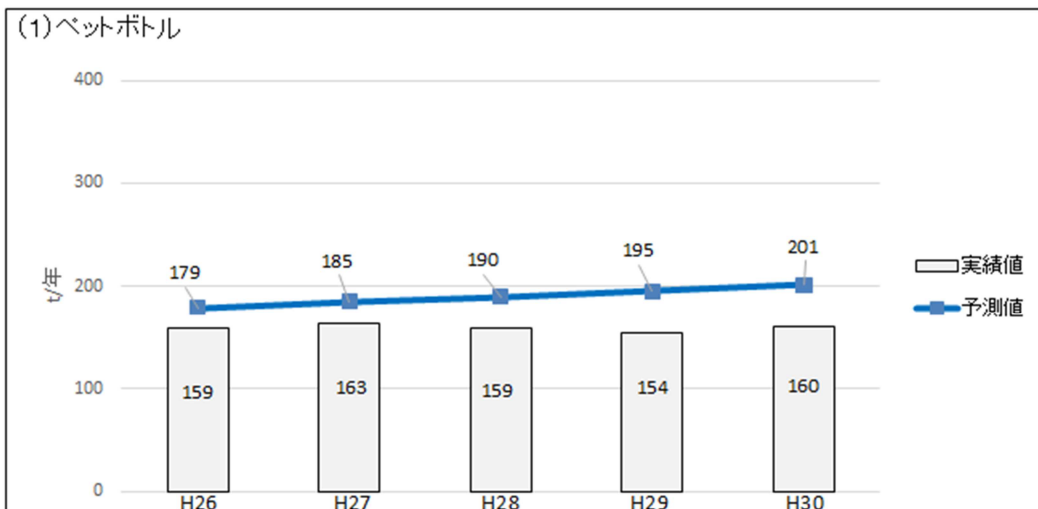


(4)プラスチック製容器包装

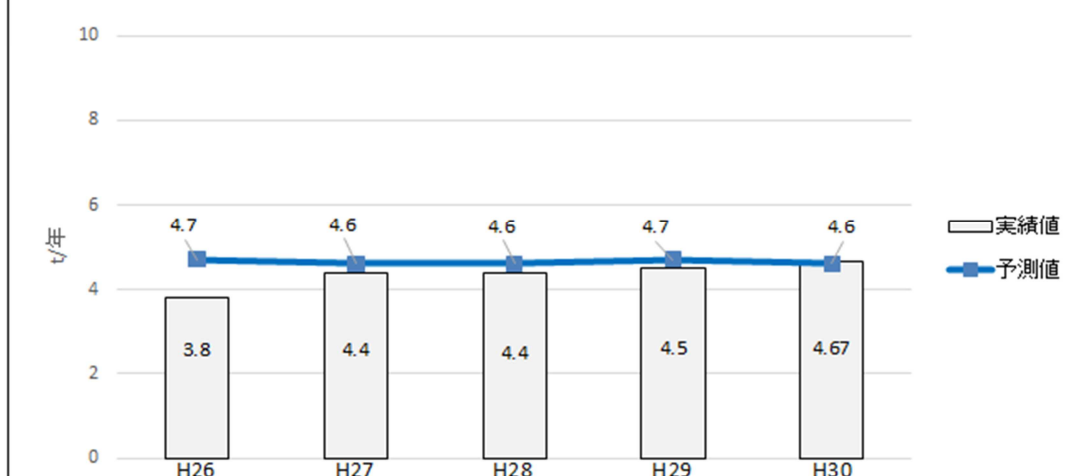




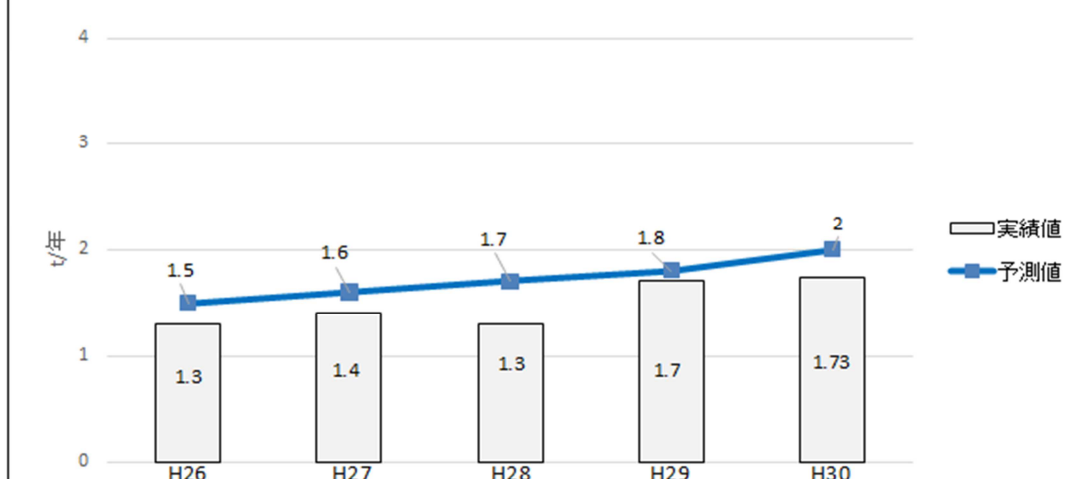
4 資源ごみ拠点回収分の年間排出量の比較



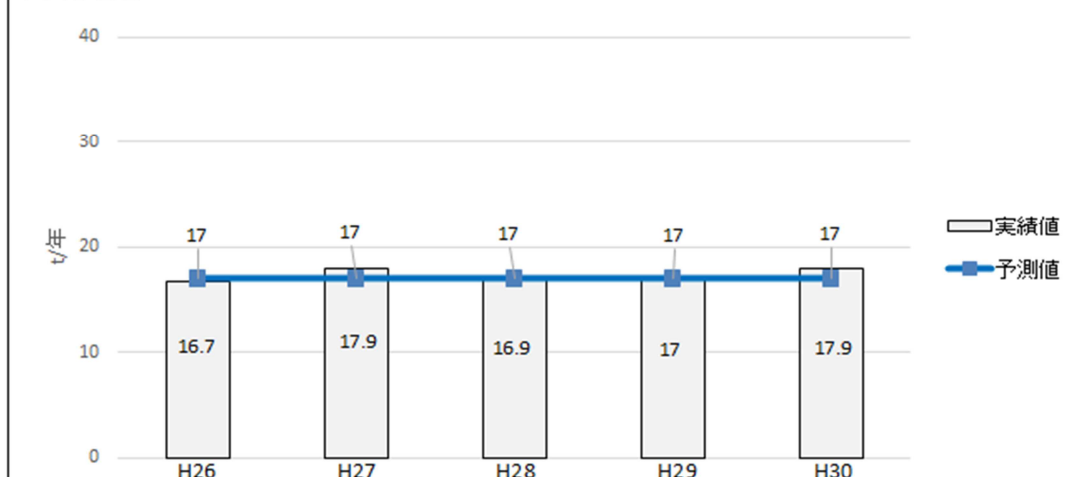
(2) 紙(牛乳)パック



(3) 食用油



(4) 乾電池



資料編 2 前期計画期間中における市民の意識調査

1 ごみ減量及びごみ処理有料化に関するアンケート

本基本計画で重点的に取り組む項目である「No.1 燃えるごみの排出量に応じた費用負担を検討します。」を検討するため、満 20 歳以上の市民 2,000 人を対象に、日常生活におけるごみの減量、リサイクルに関する意識や取り組みについて、アンケート調査を実施しました。

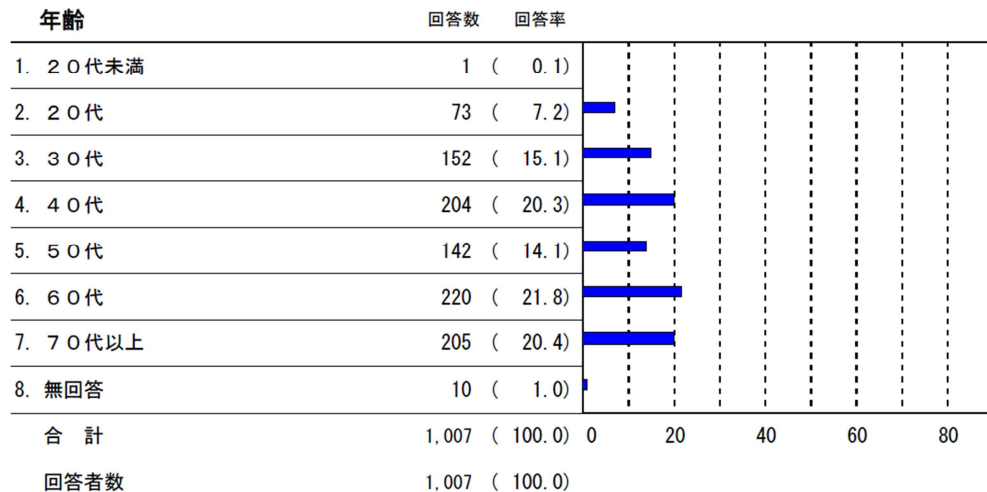
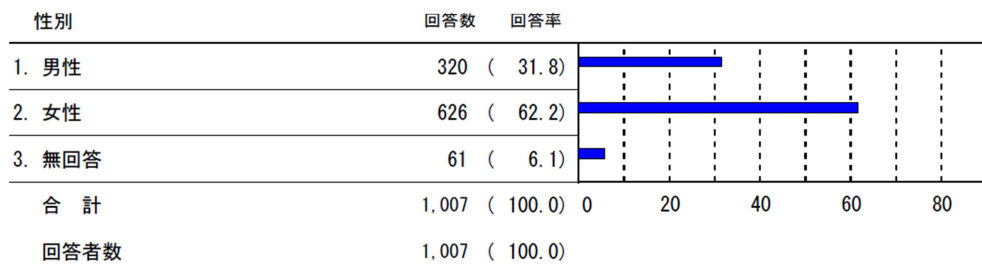
【実施期間】

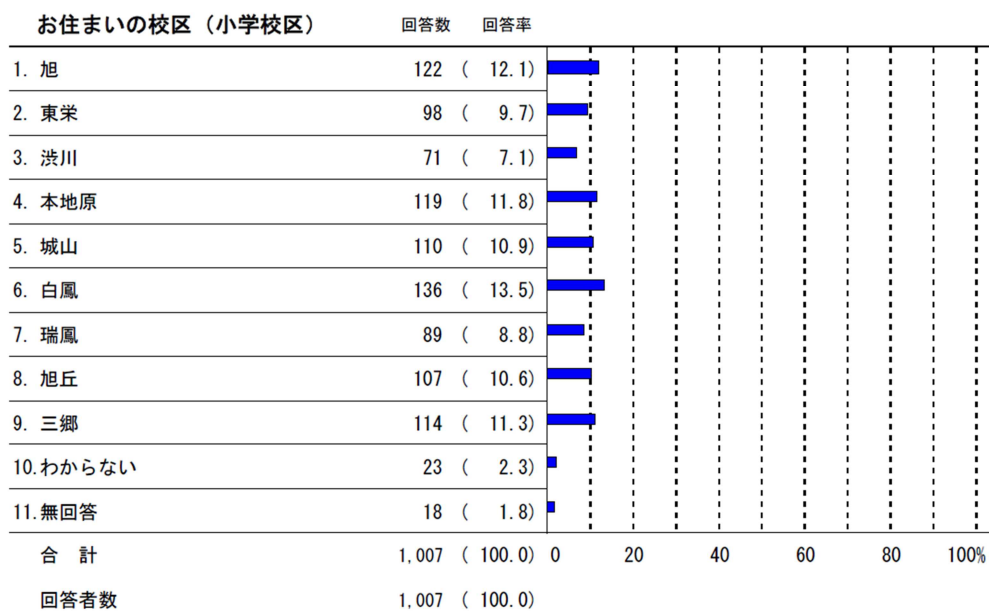
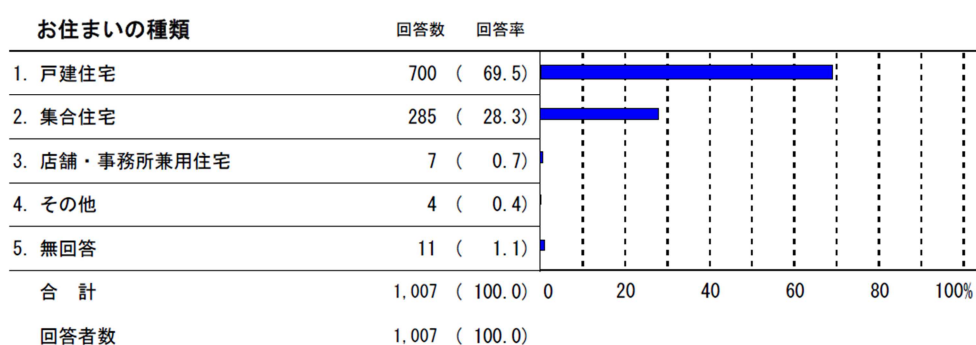
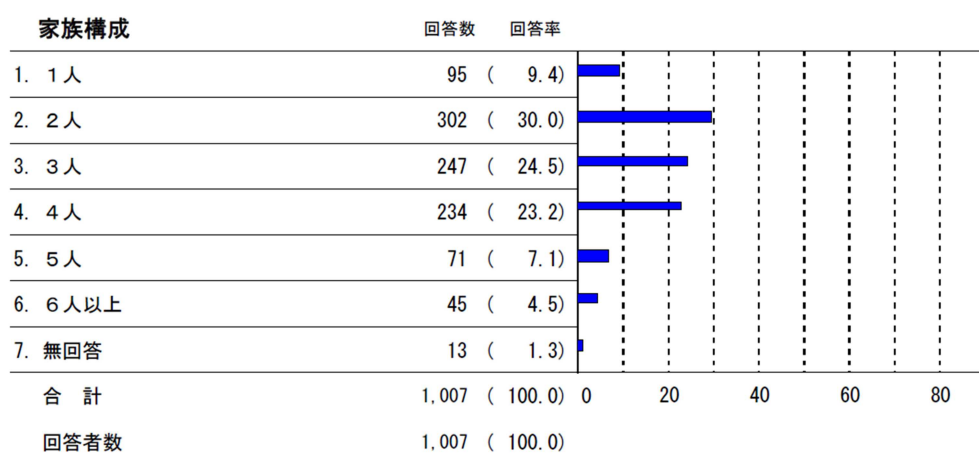
平成 28 年 11 月 28 日～12 月 16 日

【回収結果】

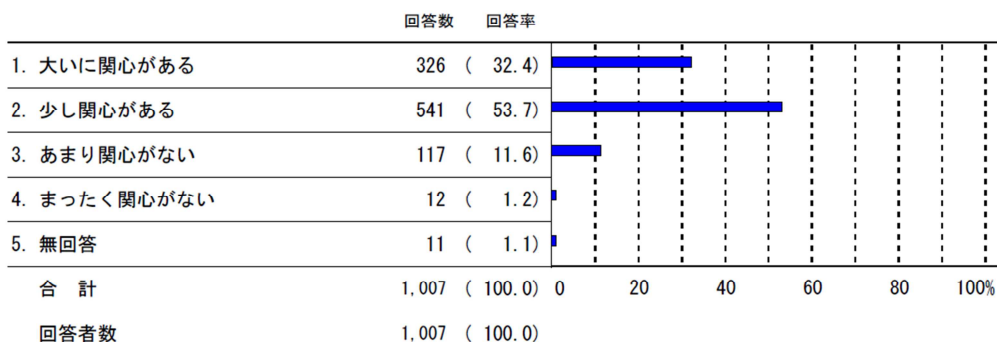
配布数	回答数	回答率
2,000	1,007	50.35%

問 1. あなた自身のことについて

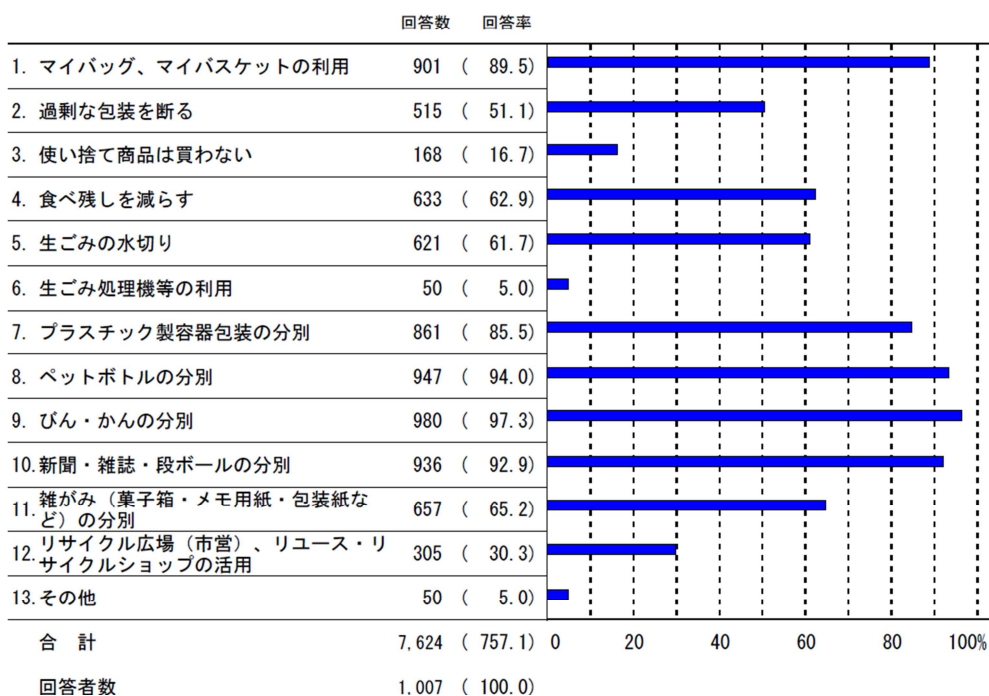




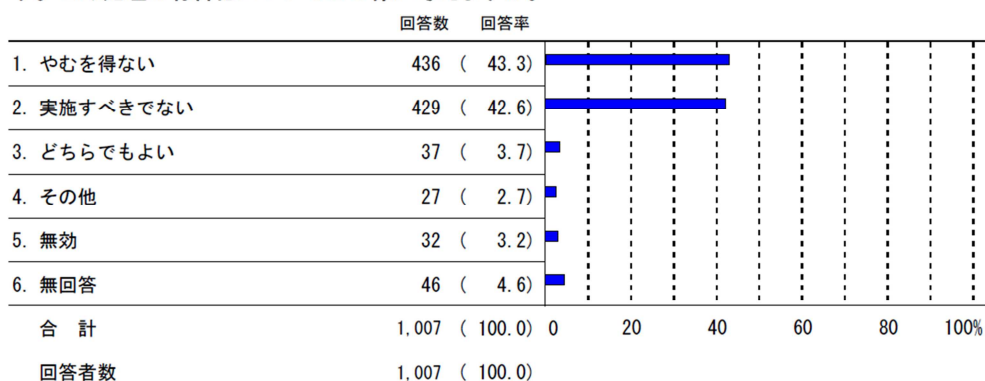
問2. 尾張旭市のごみ処理の問題についてどの程度関心がありますか。



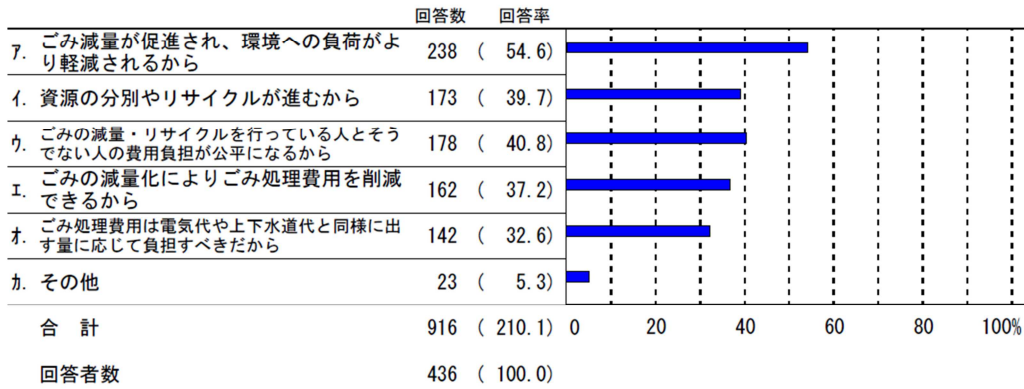
問3. ごみ減量や資源化のために、あなたが実践している事をお答えください。（複数回答）



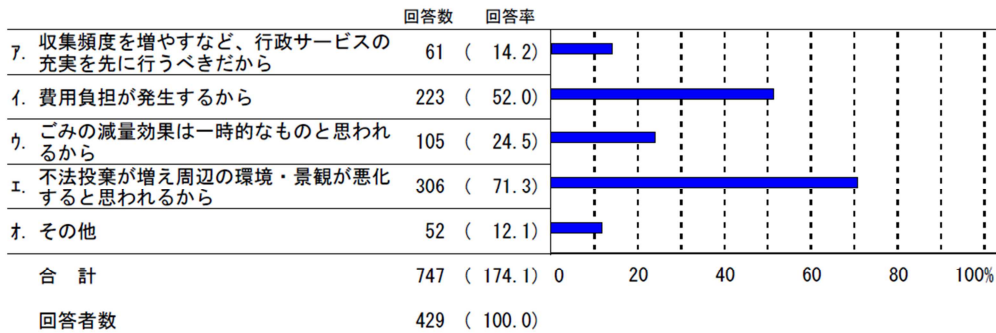
問4. ごみ処理の有料化を実施することになった場合、市民のご理解とご協力が必要となります。ごみ処理の有料化についてどの様に考えますか。



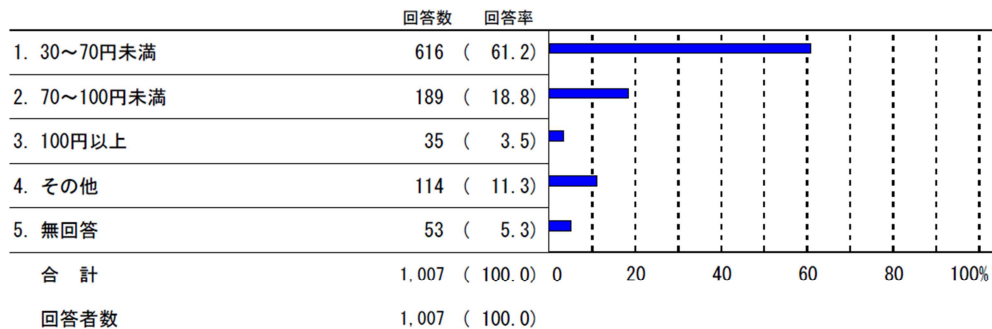
問4-1. (問4で「1. やむを得ない」と答えた方) その理由(複数回答)



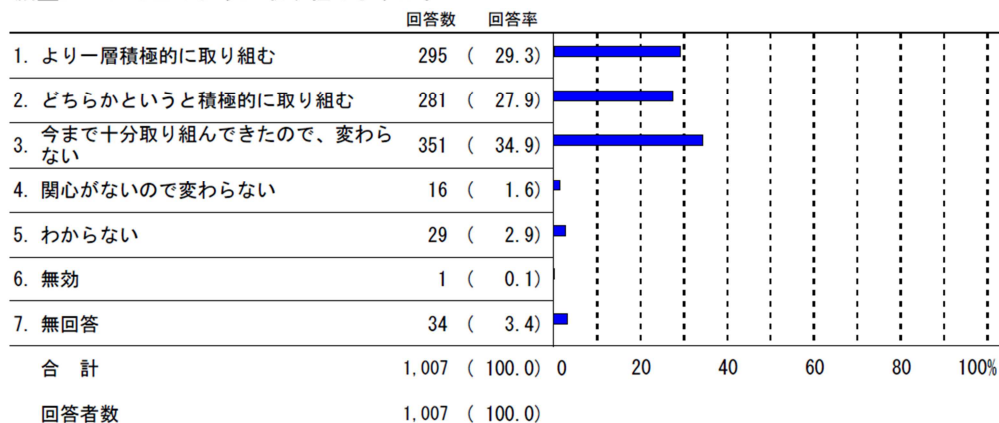
問4-2. (問4で「2. 実施すべきでない」と答えた方) その理由(複数回答)



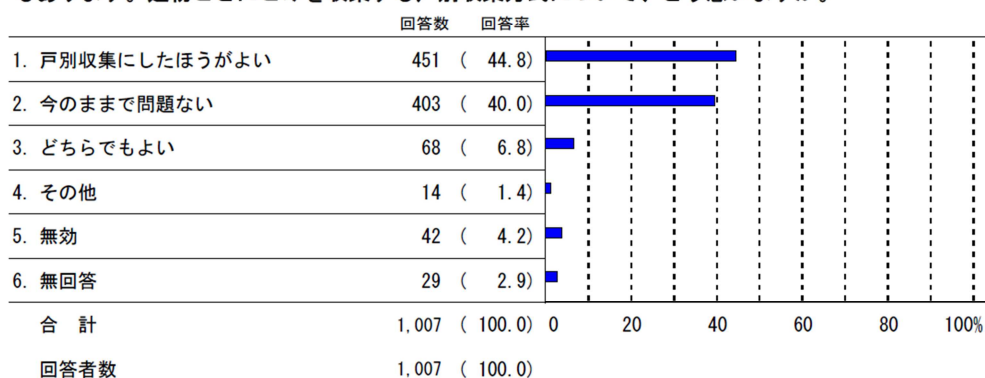
問5. 45ℓ用のごみ袋で出されたごみを処理するには、一袋あたり約130円かかります。仮に、ごみを出す量に応じて手数料を負担することになった場合、あなたにとって、ごみを少なくしようとする意識が働き、かつ経済的にも負担してもよいと思われる金額は、45ℓのごみ袋1枚あたりいくらですか。



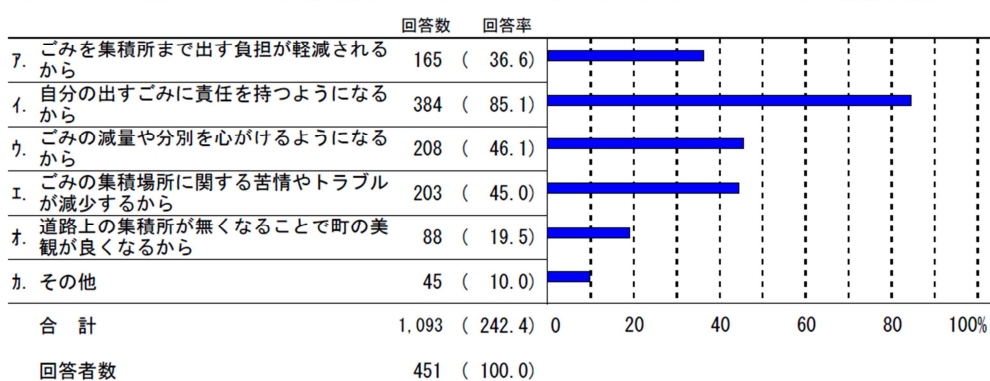
問6. ごみを出す量に応じて手数料を負担することになった場合、あなたのご家庭では、ごみの減量についてどのように取り組みますか。



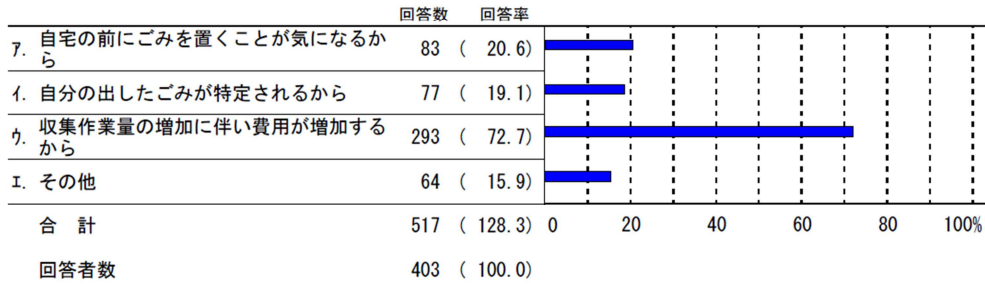
問7. ごみ出しのマナーが悪い人がいる集積所では、清掃などの管理が負担になっているところもあります。建物ごとにごみを収集する戸別収集方式について、どう思いますか。



問7-1. (問7で「1. 戸別収集にしたほうがよい」と答えた方) その理由(複数回答)



問7-2. (問7で「2. 今のままで問題ない」と答えた方) その理由(複数回答)



2. ごみ減量・リサイクルに関する事業者アンケート

本基本計画で重点的に取り組む項目である「No. 13 事業系ごみの実態を把握するため事業者アンケートを実施します。」に基づき、市内に事業所を有する尾張旭市商工会員1,216業者を対象に、事業者のごみ減量やリサイクルに関する取り組む状況や考えなどを把握するため、アンケート調査を実施しました。

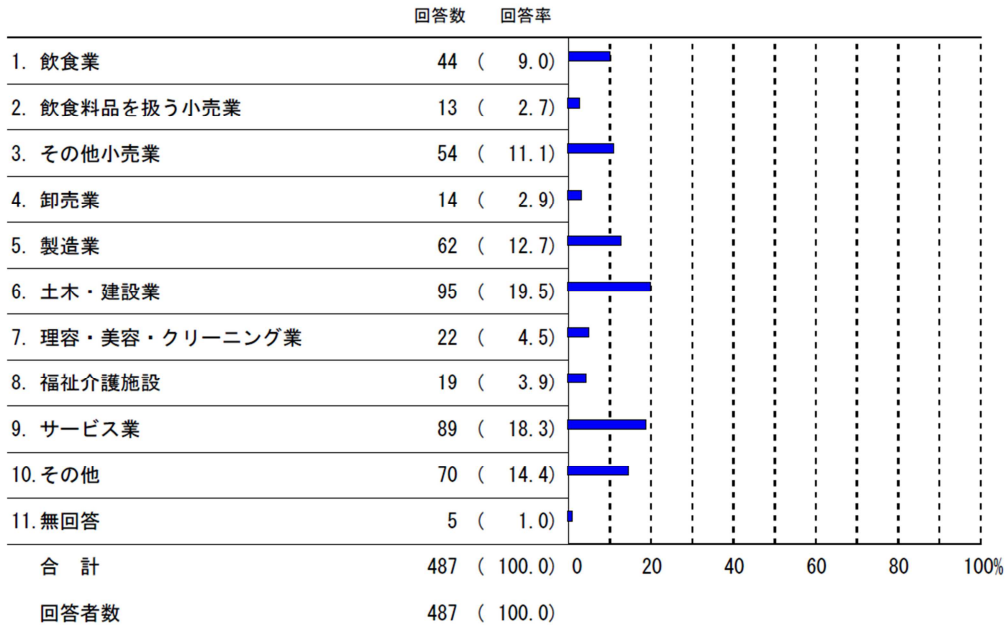
【実施期間】

平成 28 年 12 月 12 日～平成 29 年 1 月 13 日

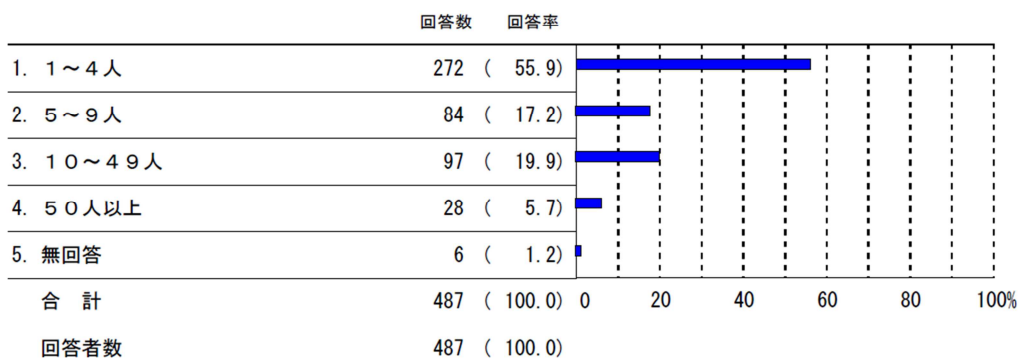
【回収結果】

配布数	回答数	回答率
1,216	487	40.05%

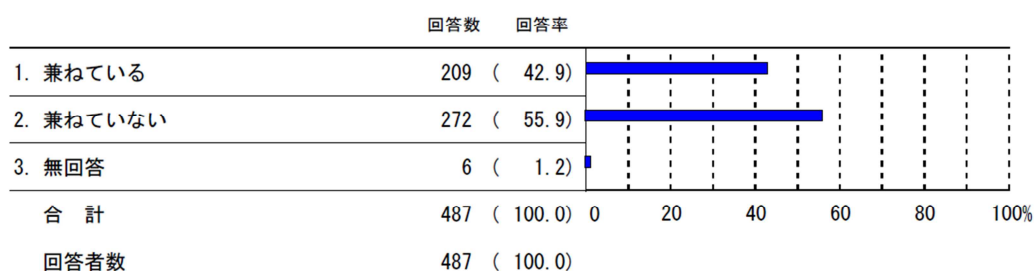
問1. あなたの事業形態は(業種)



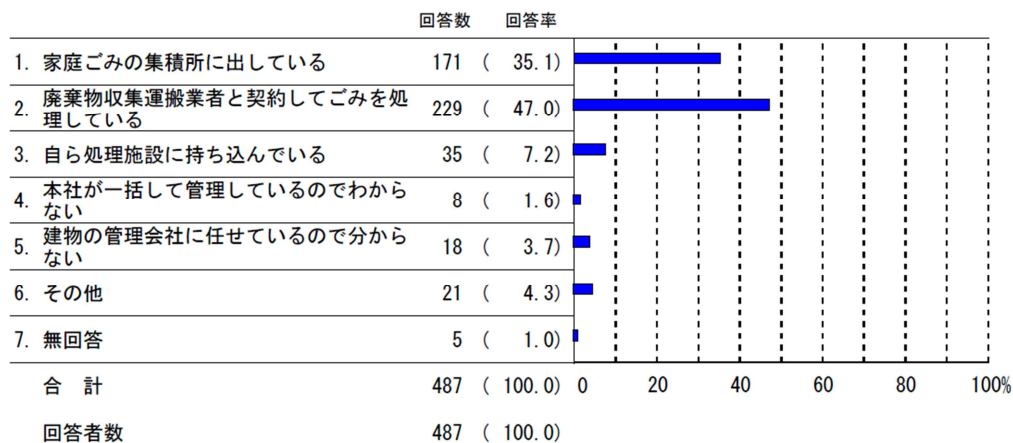
問2. 従業員数は（非正規従業員を含む）



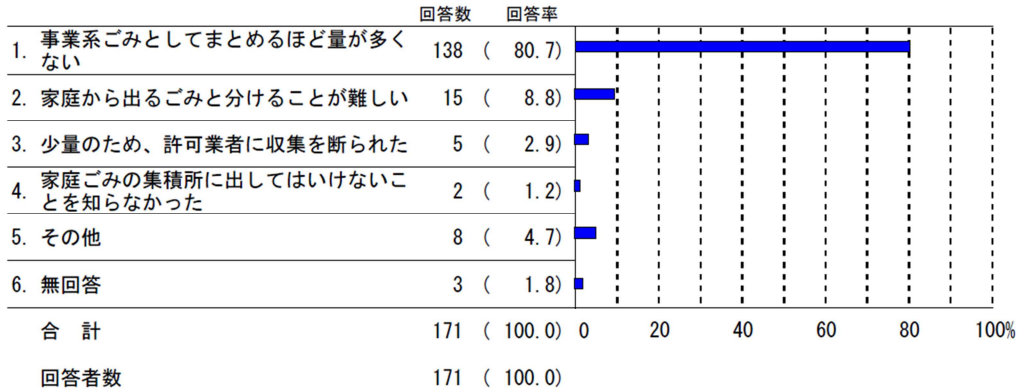
問3. あなたの事業所は経営者や従業員のお住いを兼ねていますか。



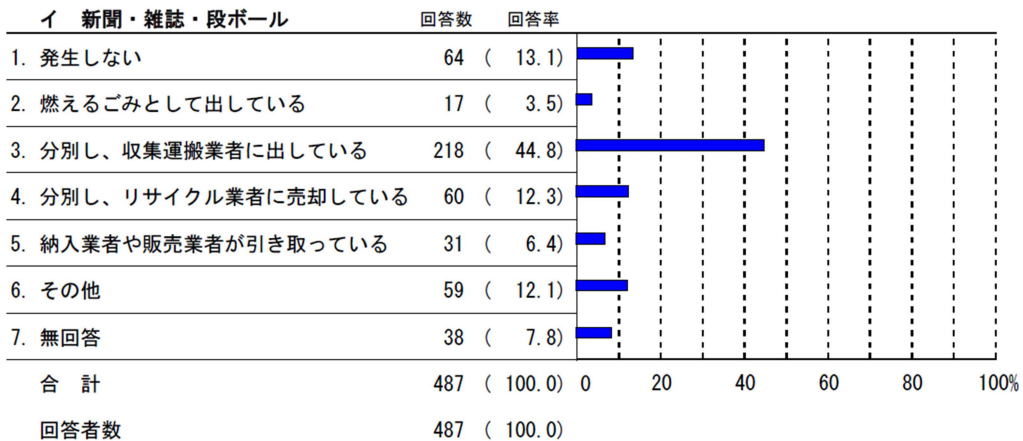
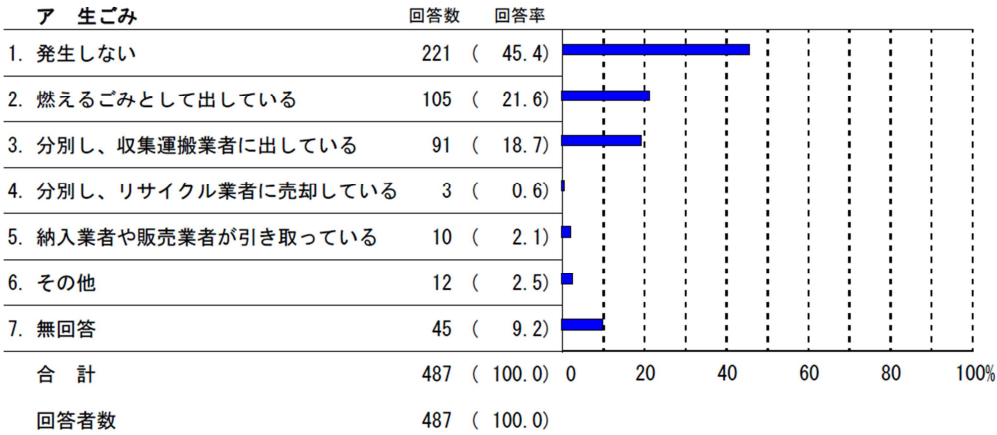
問4. 事業活動で発生するごみや資源物をどのように処理していますか。

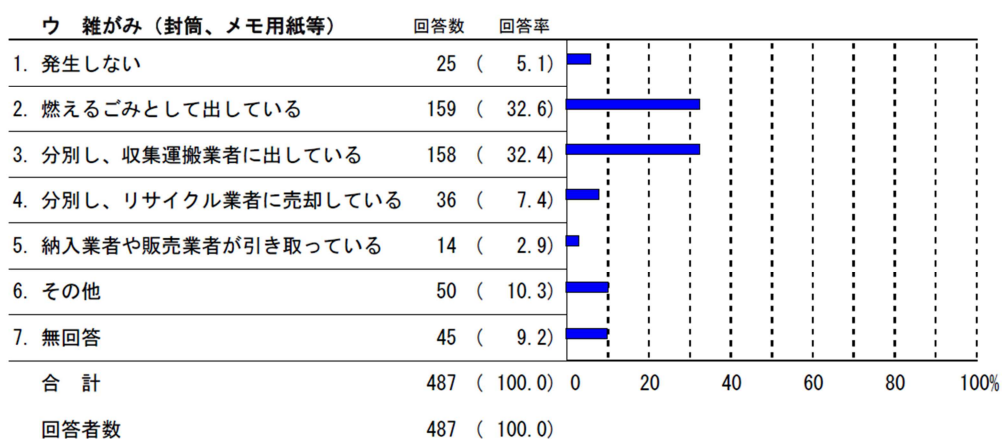


問5. (問4で「1.家庭ごみの集積所に出している」と回答したかたへ)地域の集積所に出している理由を教えてください。

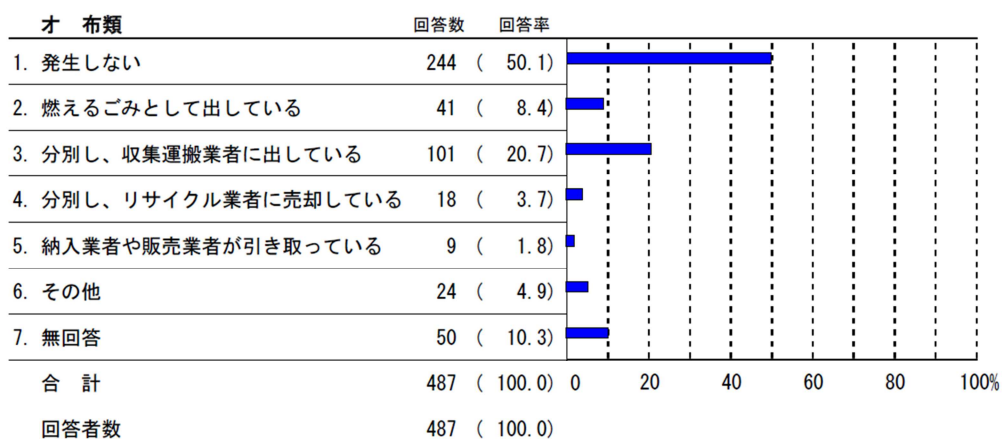
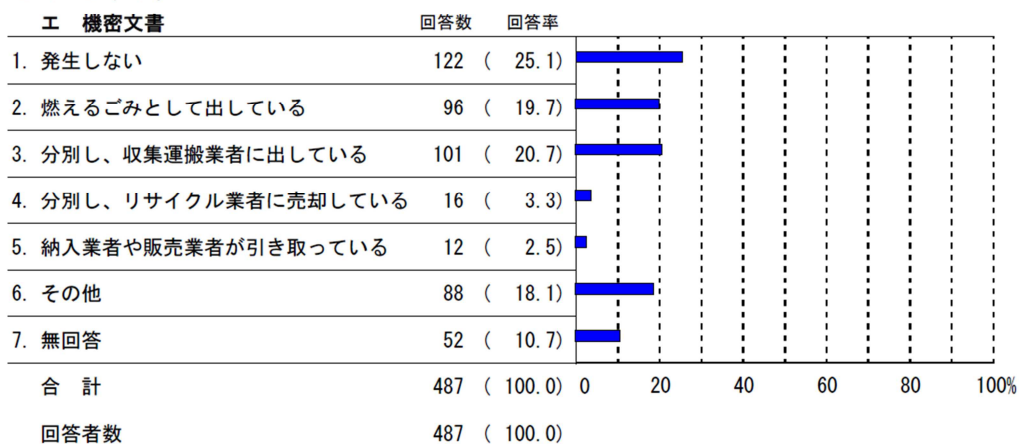


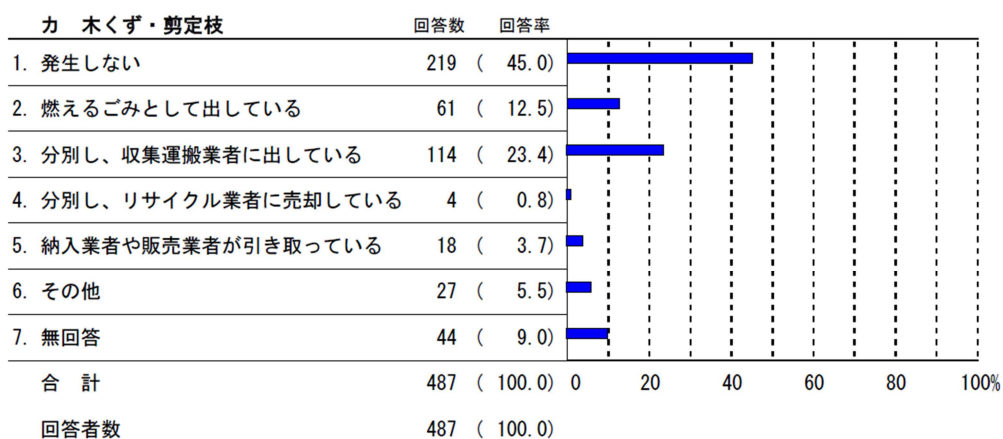
問6. あなたの事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物をどのように分別・処理していますか。



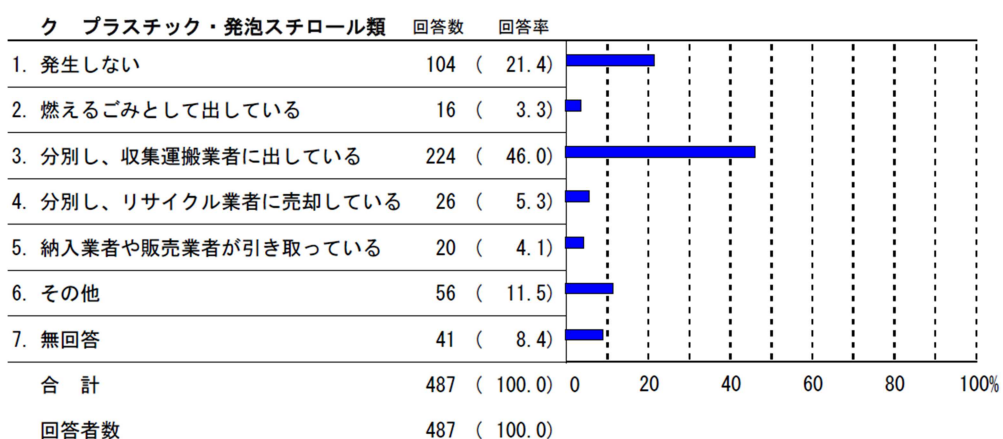
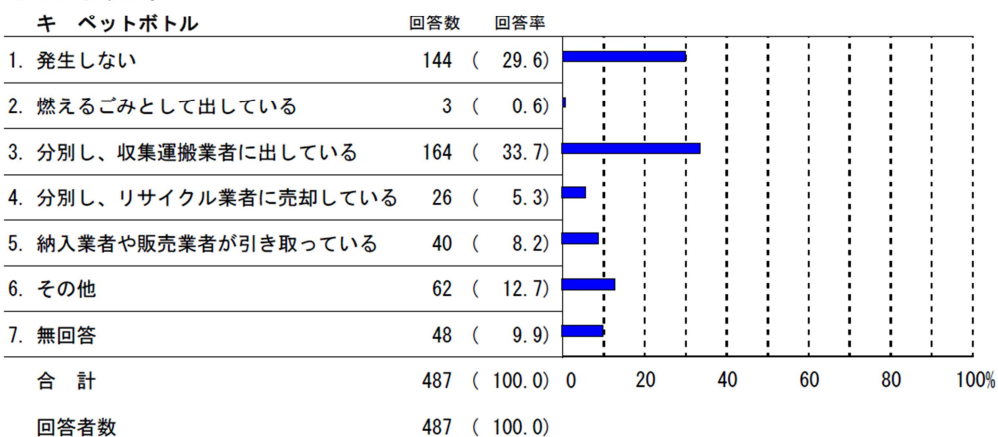


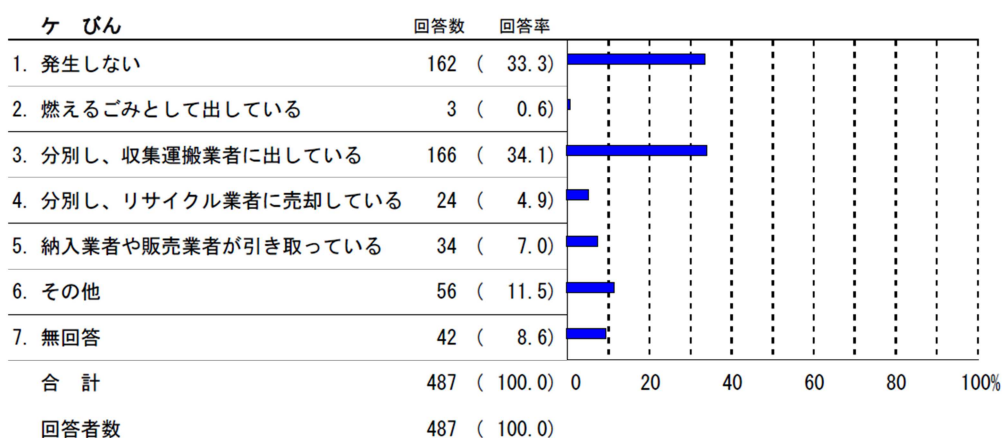
問6. あなたの事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物をどのように分別・処理していますか。



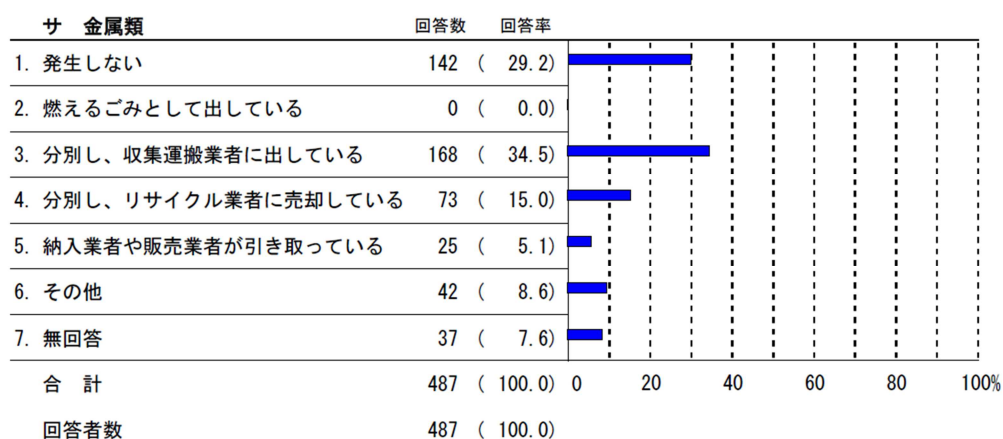
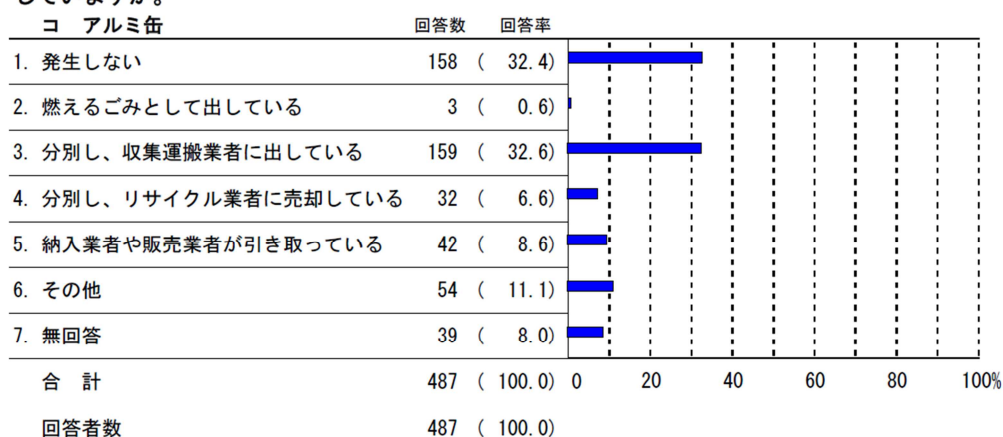


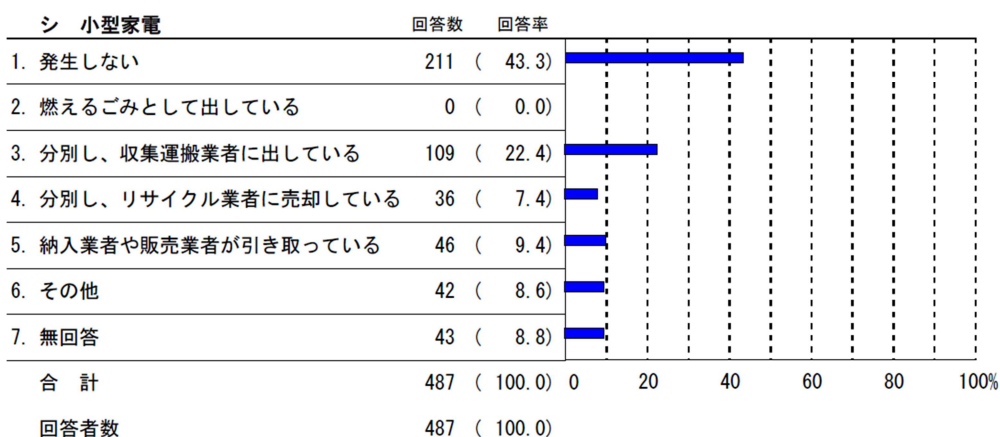
問6. あなたの事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物をどのように分別・処理していますか。



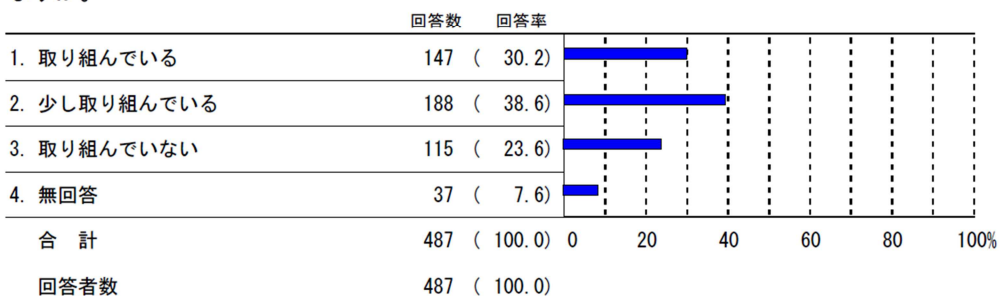


問6. あなたの事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物をどのように分別・処理していますか。

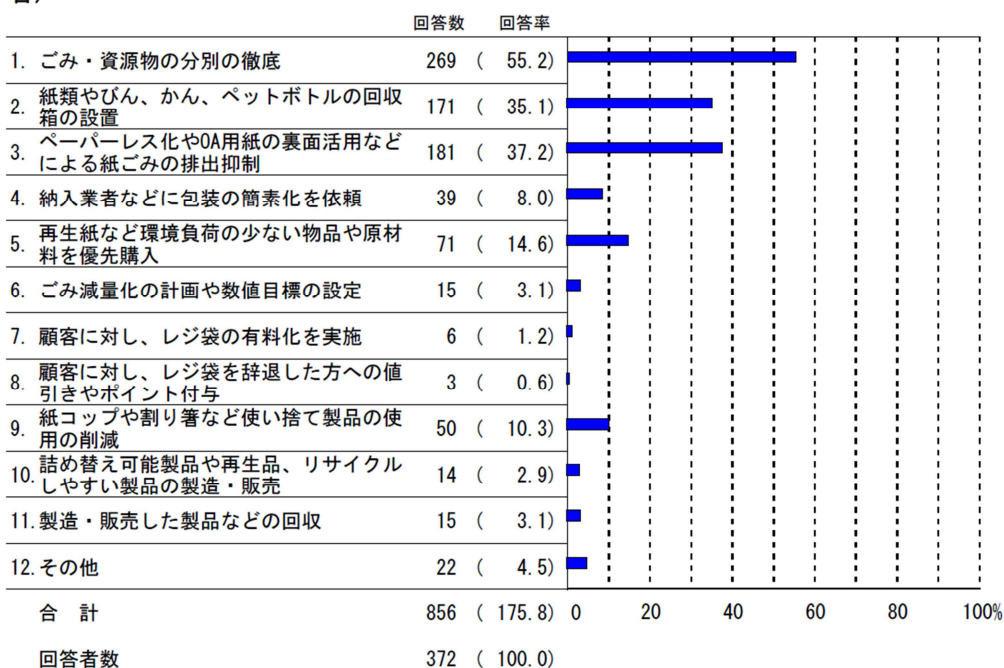




問7. あなたの事業所では、ごみ減量・リサイクルに関して何か取り組んでいることはありますか。



問8. あなたの事業所では、どんなごみ減量・リサイクルに取り組んでいますか。(複数回答)



資料編3 燃えるごみの排出量に応じた費用負担の検討について

1 諮問

30環第130号
平成30年7月3日

尾張旭市廃棄物減量等推進審議会
会長 鈴木 千賀 殿

尾張旭市長 水 野 義 則

燃えるごみの排出量に応じた費用負担の検討について（諮問）

尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定める取り組み「燃えるごみの排出量に応じた費用負担の検討」について、尾張旭市廃棄物減量等推進審議会条例第2条第2号の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

燃えるごみの排出量に応じた費用負担の検討について

2 諮問の趣旨

別添のとおり

以上

2 答申

平成31年2月25日

尾張旭市長 森 和 実 殿

尾張旭市廃棄物減量等推進審議会
会 長 鈴 木 千 賀

燃えるごみの排出量に応じた費用負担の検討について（答申）

本審議会では、平成30年7月3日付け30環第130号にて「燃えるごみの排出量に応じた費用負担（以下「燃えるごみ有料化」という。）の検討について」の諮問を受けました。

諮問の趣旨は、「尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）における家庭系処分ごみ排出量最終年度（平成35年度）目標値428g／人・日の達成のために、燃えるごみ有料化を導入すべきか」であり、本審議会は、本市のごみ発生量やごみ減量の取り組みを中心に、他の自治体が燃えるごみ有料化を導入しているからではなく、本市のごみ減量のために燃えるごみ有料化の導入が必要かについて、慎重に審議を行いました。

そして、本審議会は審議の結果、諮問「燃えるごみ有料化の検討について」、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議結果

本市の1人1日当たり家庭系処分ごみ排出量は、毎年減っているため、現在のところ、燃えるごみの有料化によらず、次に掲げる既存の取り組みの推進や、新たな取り組みにより、ごみの減量を図るよう努めるべきと考えます。

- (1) 家庭系処分ごみを減らすには、生ごみの減量と資源ごみの分別が効果的ですが、市民の認知度は低いと思われるので、これらに市民がより一層取り組むような事業を実施することが必要です。
- (2) 全ての市民が、ごみの発生抑制・再利用に取り組むよう、様々な周知活動を実施することが必要です。
- (3) 本市が燃えるごみ有料化の導入を検討していることを、市民に周知することが必要です。

ただし、家庭系処分ごみ排出量が基本計画の数値目標を未達成、または数値目標と現状値の差が大きいと判断される場合は、あらためて燃えるごみ有料化の導入について検討を進められたい。

2 付帯意見

燃えるごみ有料化の検討の審議過程において、多くの委員から次の意見がありました。

本審議会では、次に掲げる意見は本市がごみ処理を適切かつ持続的に行うために大切なものと考え、今後検討していくことが望ましいと考えます。

(1) ごみ処理施設の更新等

本市で発生する燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみは、尾張東部衛生組合晴丘センターで中間処理が行われていますが、平成4年の稼動から25年以上が経過していることから、ごみ処理施設の延命化・建替えが予定されています。

これらには多額の費用が必要となるため、これらの費用をどのように賄うかを検討することが必要です。

(2) 有料化により得られた収入の用途

燃えるごみ有料化を検討する場合、有料化により得られた収入の使い方について、示していくことが必要です。

3 添付資料

本審議会が提案するごみ減量の具体的な取り組み

以上

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
中間見直し版
（令和元年～5年度）

尾張旭市役所市民生活部環境課